

あさぎり町障がい者計画

令和7年3月

あさぎり町

目次

第1部 計画の概要.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
第2部 分野別計画.....	37
第1章 差別の解消と権利擁護の推進.....	37
第2章 地域生活の支援.....	40
第3章 生活環境の整備.....	43
第4章 療育・教育の充実.....	45
第5章 雇用・就労、経済的自立の支援.....	49
第6章 保健・医療の充実.....	52
第7章 情報の収集・相談支援.....	54
第8章 協働による計画の推進.....	56
資料編.....	58
1. 策定経過.....	59
2. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会条例.....	60
3. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員名簿.....	62

第Ⅰ部 計画の概要

第Ⅰ章 計画策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨と背景

本町では、平成 15 年から「あさぎり町障がい者計画（生涯/障がいのいきいきプラン）」の策定以降、福祉、保健・医療、教育・雇用・就労・生活環境など、様々な分野における障がい者に関する施策となる計画を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に進めてきました。

現在は、令和 2 年 3 月に「障害者基本法」に基づくあさぎり町障がい者計画を策定し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を対象に「障がいのある人もない人も共に生きていく社会」を基本理念に掲げ、様々な障がい者施策を推進しているところです。

この間、国においては、令和 3 年に成立した「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。また、令和 3 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」とする）が改正され、事業者に対し、合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別解消するための支援措置が強化されました。令和 4 年には、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」が改正され、令和 6 年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

そのほか、令和 2 年における新型コロナウイルスの感染流行、令和 2 年 7 月豪雨災害など障がい者を含む町民の今後の日常生活にも大きな影響を及ぼす出来事が発生しています。

このような動きの中、これまで実施してきた計画が令和 6 年度末をもって終了することから、中間見直し後の動向、町内の障がい者の状況やニーズ、成果や課題等を踏まえ、国や県の計画や第 5 次あさぎり町保健福祉総合計画との整合性を図りながらあさぎり町障がい者計画（令和 7 年度～11 年度）を策定します。

2 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年 6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年 4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年 6月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律の施行
令和4年 5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年 3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は以下のとおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重および整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こどもおよび高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

（３）第６期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）の概要

熊本県においては令和３年３月に第６期熊本県障がい者計画が策定され、中間年度に当たる令和５年度に見直しがされています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2 自らの選択・決定・参画の実現
- 3 安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

- 1 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 2 地域で安心して生活するための支援
- 3 家族等に対する支援
- 4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

【分野別施策】

- 1 地域生活支援
- 2 保健・医療
- 3 教育、文化芸術活動・スポーツ
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援
- 5 情報アクセシビリティ
- 6 安全・安心
- 7 生活環境
- 8 差別の解消および権利擁護の推進

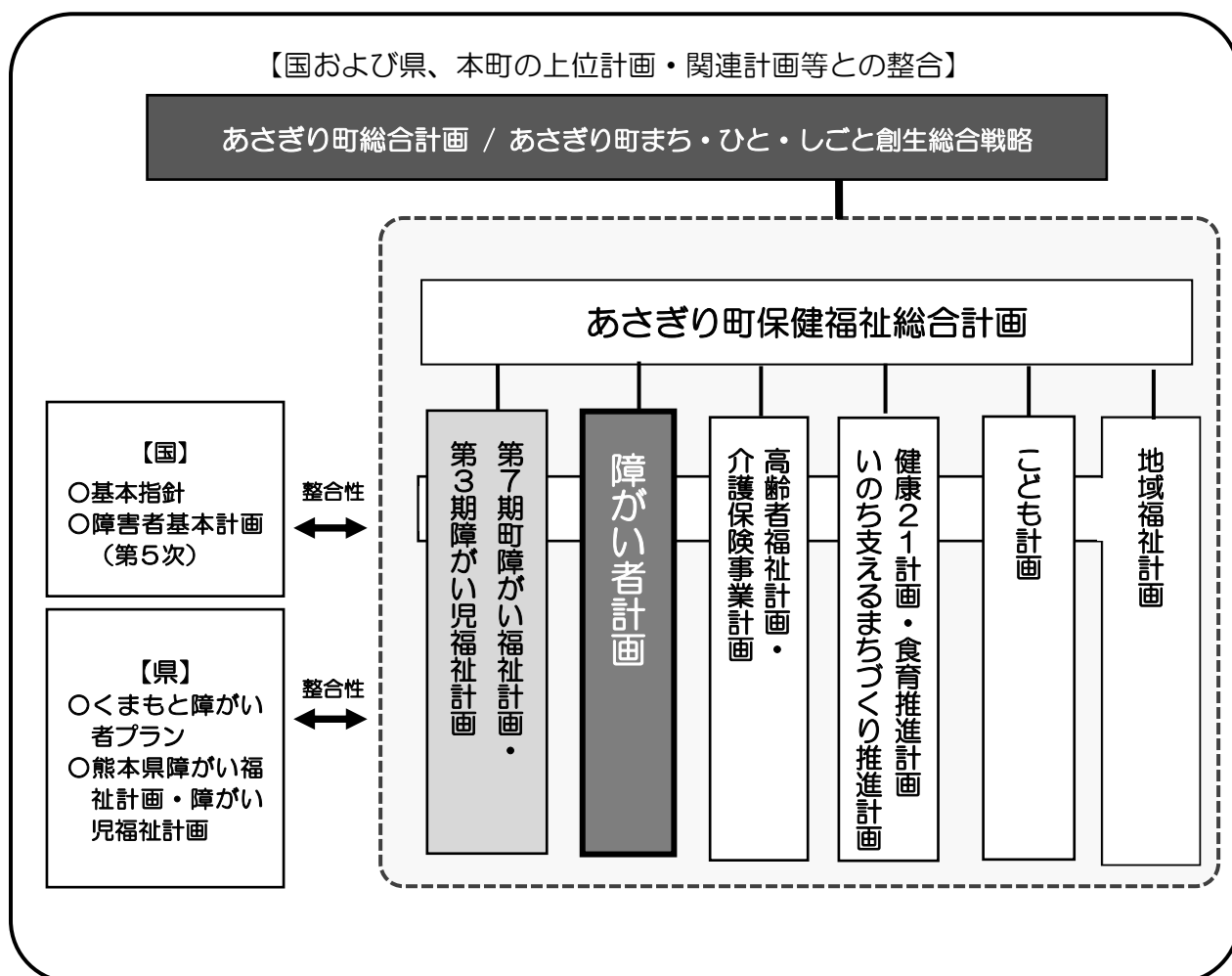
3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、福祉・保健・医療・教育・育成・就労・生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画です。

(2) 関係計画等との関係性

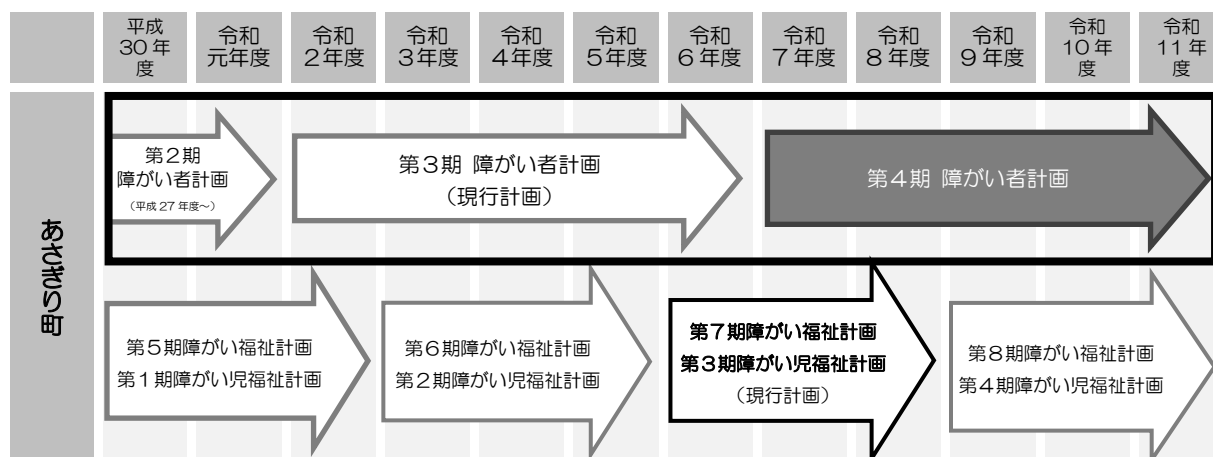
計画の策定に当たっては、町の取組の基本方針である「あさぎり町総合計画」を最上位計画とし、地域福祉計画、健康21・食育推進計画、いのち支えるまちづくり推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、こども計画を含めた「あさぎり町保健福祉総合計画」を構成する個別計画の一つであり、熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）、国の障害者基本計画等の関連計画等との調整を図りながら推進していくものです。



4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の対象期間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障がい福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 SDGsとの連携

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに世界中で達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。あさざり町では保健・福祉に関する施策をSDGsの目標と結びつけ展開することで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題

1 人口に関する状況

本町の総人口は、令和5年9月末現在で 14,405 人と減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口は 5,651 人、総人口に占める割合は 39.2%となっています。

年齢3区分別でみると、老年人口は同水準で推移しており、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

【人口の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
年少人口（0～14 歳）	2,061	1,974	1,909	1,854	1,777	1,739
生産年齢人口（15～64 歳）	7,749	7,503	7,359	7,146	7,000	7,015
老年人口（65 歳～）	5,631	5,658	5,692	5,670	5,658	5,651
総人口	15,441	15,135	14,960	14,670	14,435	14,405
高齢化率	36.5%	37.4%	38.0%	38.7%	39.2%	39.2%

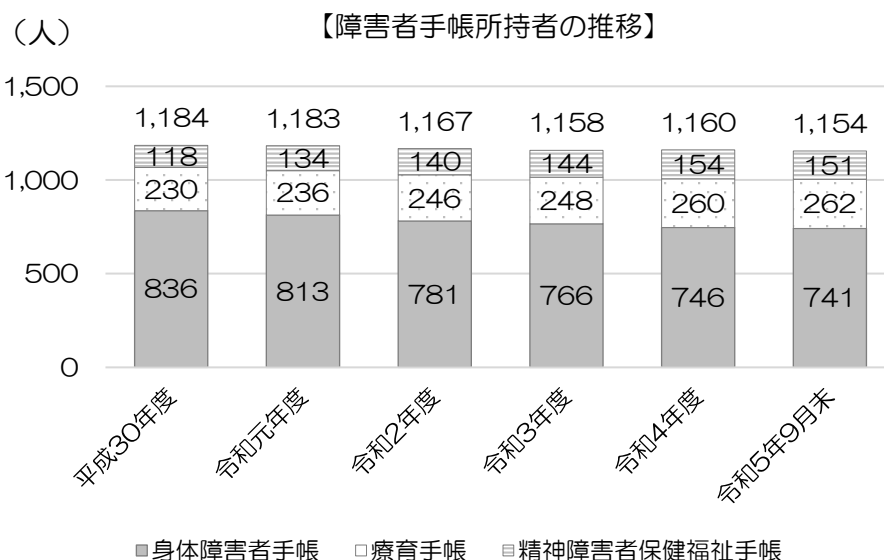
2 障がい者の状況

（1）障害者手帳所持者および総人口に占める手帳所持者割合の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和5年9月末現在で 1,154 人と、平成30年度の 1,184 人と比較して 30 人減少しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳が 741 人、療育手帳が 262 人、精神障害者保健福祉手帳が 151 人となっています。

総人口に占める手帳所持者の割合でみると、令和5年9月末現在では、身体障害者手帳が 5.1%、療育手帳が 1.8%、精神障害者保健福祉手帳が 1.0%となっています。



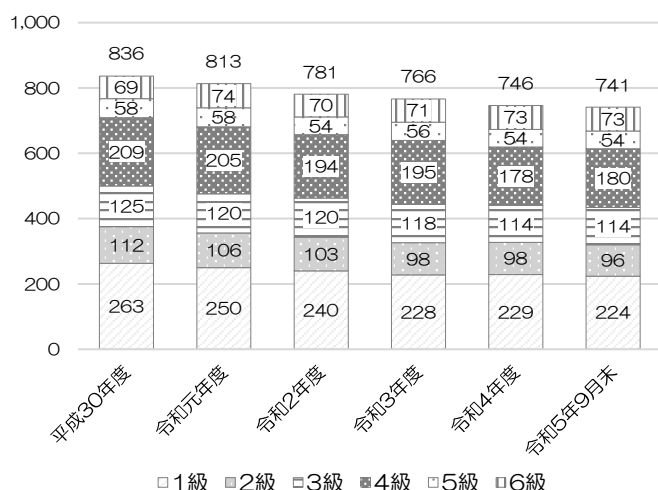
※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

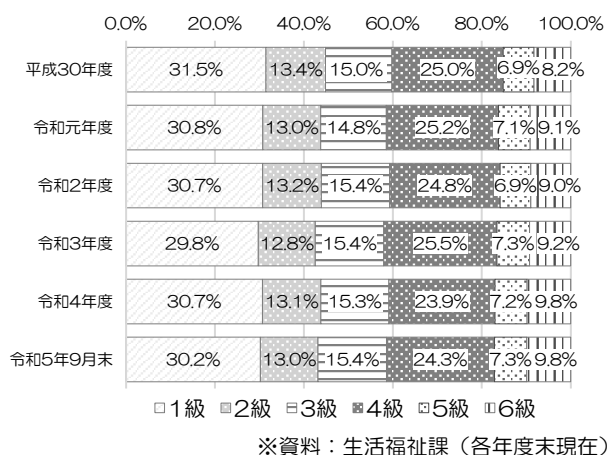
①等級別の推移

令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者は741人と、平成30年度の836人と比較して95人減少しています。令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者を等級別割合でみると、1級が30.2%と最も高く、次いで4級が24.3%、3級が15.4%となっています。

(人) 【等級別の推移】



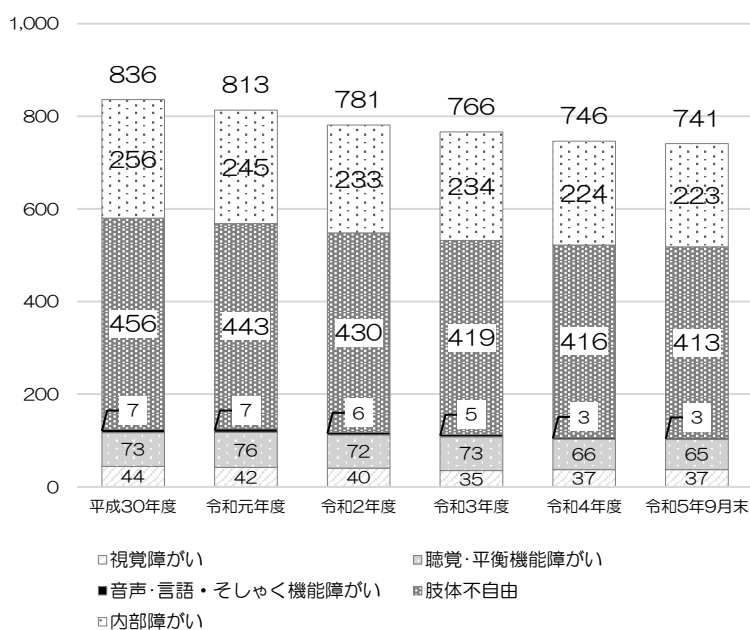
【等級別割合の推移】



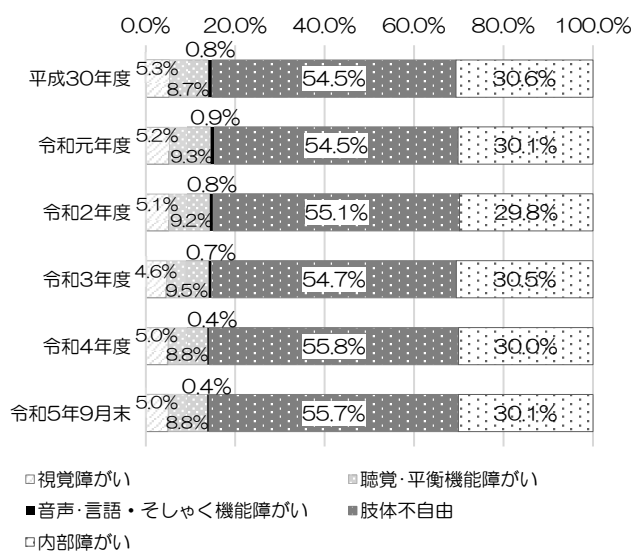
②障がい種別の推移

令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者を障がい種別割合でみると、「肢体不自由」が55.7%と最も高く、次いで「内部障がい」が30.1%、「聴覚・平衡機能障がい」が8.8%となっています。

(人) 【障がい種別の推移】



【障がい種別割合の推移】



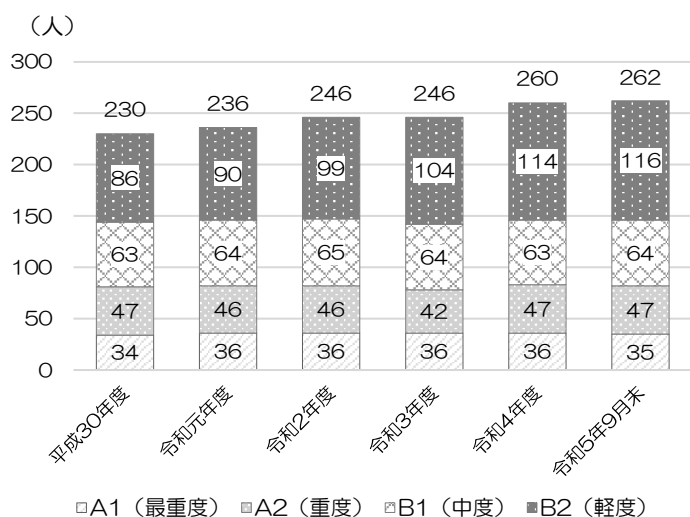
(3) 療育手帳所持者の状況

①等級別の推移

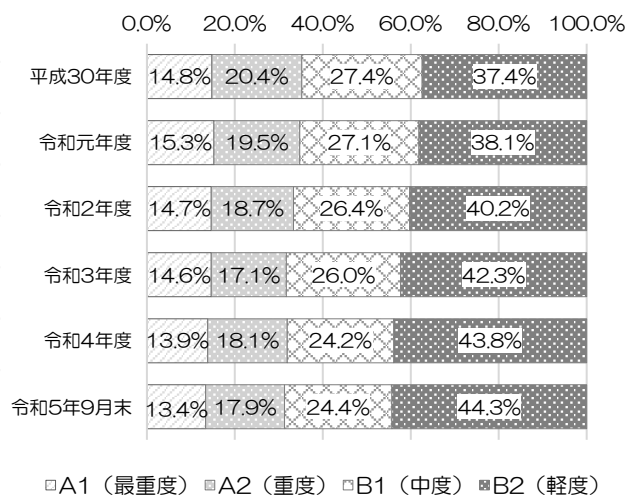
令和5年9月末現在の療育手帳所持者数は262人と、平成30年度の230人と比較して32人増加しています。

令和5年9月末現在の療育手帳所持者を等級別割合でみるとB2（軽度）が44.3%と最も高く、年々増加傾向で推移しています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】



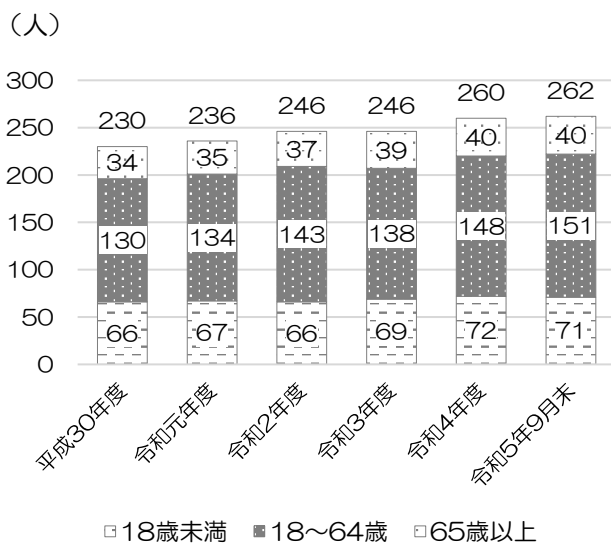
※資料：生活福祉課（各年度末現在）

②年齢階層別の推移

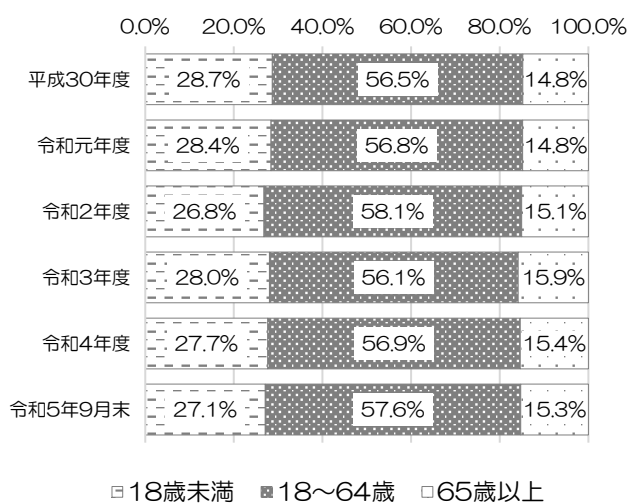
令和5年9月末現在の療育手帳所持者は、262人と年々増加傾向となっています。

年齢階層別割合でみると、18歳未満が27.1%、18～64歳が57.6%、65歳以上が15.3%となっています。

【年齢階層別の推移】



【年齢階層別割合の推移】



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

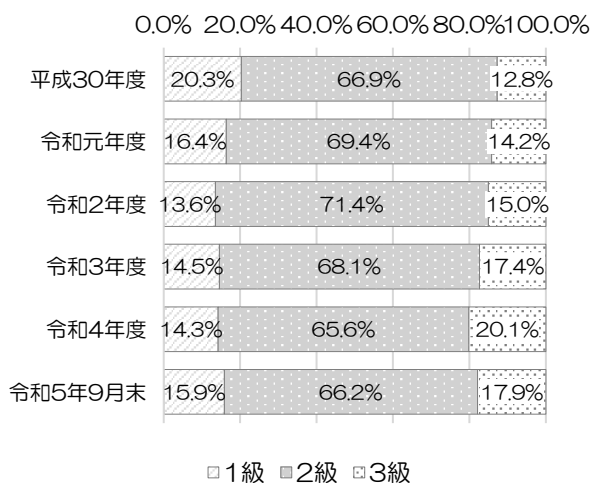
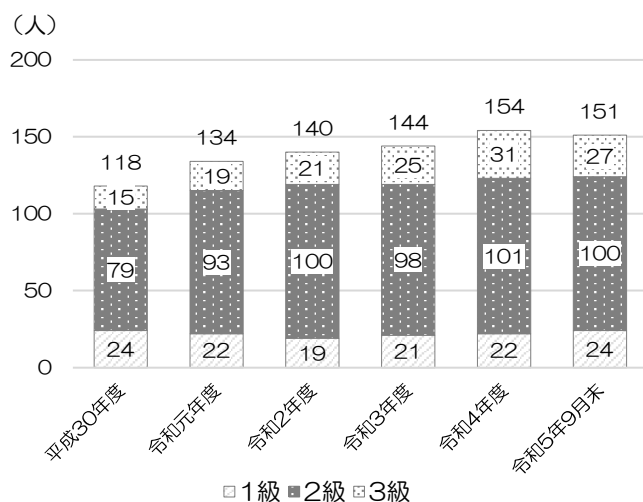
①等級別の推移

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は151人と、平成30年度の118人と比較して33人増加しています。

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別でみると、1級が15.9%、2級66.2%、3級が17.9%となっています。

【等級別の推移】

【等級別割合の推移】



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

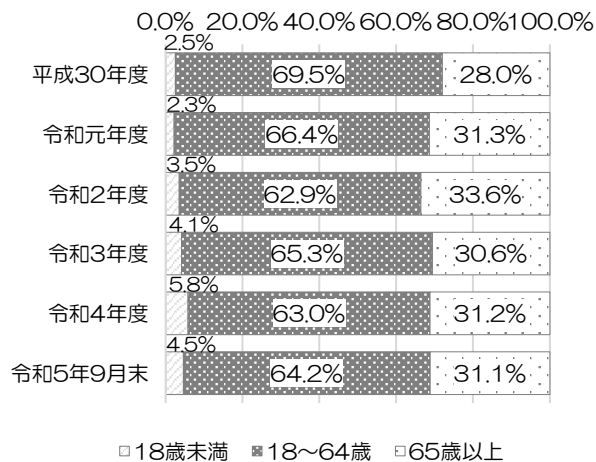
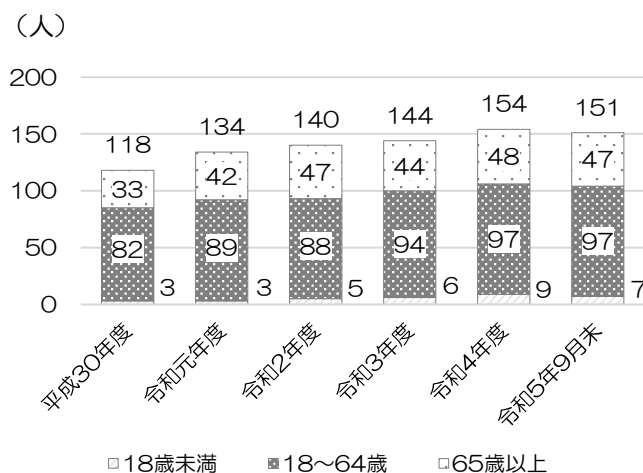
②年齢階層別の推移

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、151人と年々増加傾向となっています。

年齢階層別割合でみると、18歳未満が4.5%、18～64歳が64.2%、65歳以上が31.1%となっています。

【年齢階層別の推移】

【年齢階層別割合の推移】



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(5) 通院医療公費負担対象者の状況

通院医療公費負担対象者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの間、育成医療対象者数は令和元年度に 7 人と増加しましたが、その他の年度は同水準で推移し、更生医療対象者数は概ね減少傾向、精神通院医療対象者数は令和 4 年度で 334 人と、平成 30 年度の 305 人と比較して 29 人増加しています。

【通院医療公費負担対象者の状況（単位：人）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
育成医療	2	7	1	2	1
更生医療	77	67	67	70	62
精神通院医療	305	311	322	346	334
合計	384	385	390	418	397

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(6) 指定難病医療費助成の受給者の状況

熊本県独自の制度である指定難病医療費助成の受給者は、本町単独と、本町を含む人吉保健所管轄区域全体いずれも増加傾向にあり、令和 5 年 9 月末現在では、本町単独で 139 人、人吉保健所管轄区域で 845 人となっています。

【指定難病医療受給証所持者数（単位：人）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 9 月末
あさぎり町	119	120	124	117	134	139
人吉保健所管轄区域	727	760	828	778	810	845

※資料：人吉保健所（各年度末現在）

(7) 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害福祉サービス支給決定者数は、令和 5 年 9 月末現在で 183 人と、平成 30 年度の 168 人と比較して 15 人増加しています。

【障害福祉サービス支給決定者の推移（単位：人）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 9 月末
支給決定者数	168	158	170	180	178	183

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(8) 地域生活支援事業利用決定者の状況

地域生活支援事業利用決定者数は、同水準で推移しており、令和 5 年 9 月末現在で 23 人となっています。

【地域生活支援事業利用決定者数の推移（単位：人）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 9 月末
支給決定者数	26	28	22	21	20	23

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

3 障がい児の状況

(1) 就学前の障がい児の状況

就学前の児童の障害者手帳所持者数は、同水準で推移しています。

保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、令和4年度で29人となっています。

【就学前障害者手帳所持者数（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	2	1	1	1	1
療育手帳所持者	6	5	4	2	5
精神障害者保健福祉手帳	0	0	0	0	0
合計	8	6	5	3	6

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

【保育所等の障がい児等の受け入れ状況（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所 （保育所型こども園含む）	21	21	28	22	28
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	5	5	6	3	1
合計	26	26	34	25	29

※資料：福祉行政報告（各年度末現在）

(2) 就学している障がい児の状況

①特別支援学級の学級数・児童数の状況

小学校の特別支援学級の児童数は、令和5年9月末現在で73人と、平成30年度の47人と比較して26人増加しています。

中学校の特別支援学級の生徒数は、令和5年9月末現在で37人と、平成30年度の17人と比較して20人増加しています。

【特別支援学級の学級数・児童数】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
小学校	学級数	12	13	12	15	13	13
	児童数(人)	47	62	62	67	67	73
中学校	学級数	3	3	4	5	7	5
	生徒数(人)	17	18	18	28	42	37

※資料：教育課（各年度5月1日現在）

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブの障がい児の受け入れ人数は、近年増加傾向にあり、令和4年度では11人となっています。

障がい児を受け入れている放課後児童クラブの数は、令和4年度は町内の放課後児童クラブ全8箇所のうち5箇所となっています。

【放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受け入れ人数(人)	7	6	5	10	11
受け入れ施設数(箇所)	1	3	2	3	5
町内の全施設数(箇所)	7	8	8	8	8

※資料：生活福祉課「補助金実績報告」（各年度末現在）

4 アンケート結果

(1) 調査目的

あさぎり町における障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和5年度に見直しを行う「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、また、令和6年度中に見直しを行う「障がい者計画」の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的としアンケートを実施しました。

① 調査時期

令和5年8月～11月

② 調査対象

一般障がい者向け調査	障害者手帳所持者および障害福祉サービスを利用する町民
18歳未満向け調査	障害者手帳所持者および障害児通所給付受給証を所持する18歳未満の町民の保護者

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
障がい者	902 件	393 件	43.6%
障がい児	135 件	61 件	45.2%

⑤ 集計上の留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示している。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。
- ・回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いている。

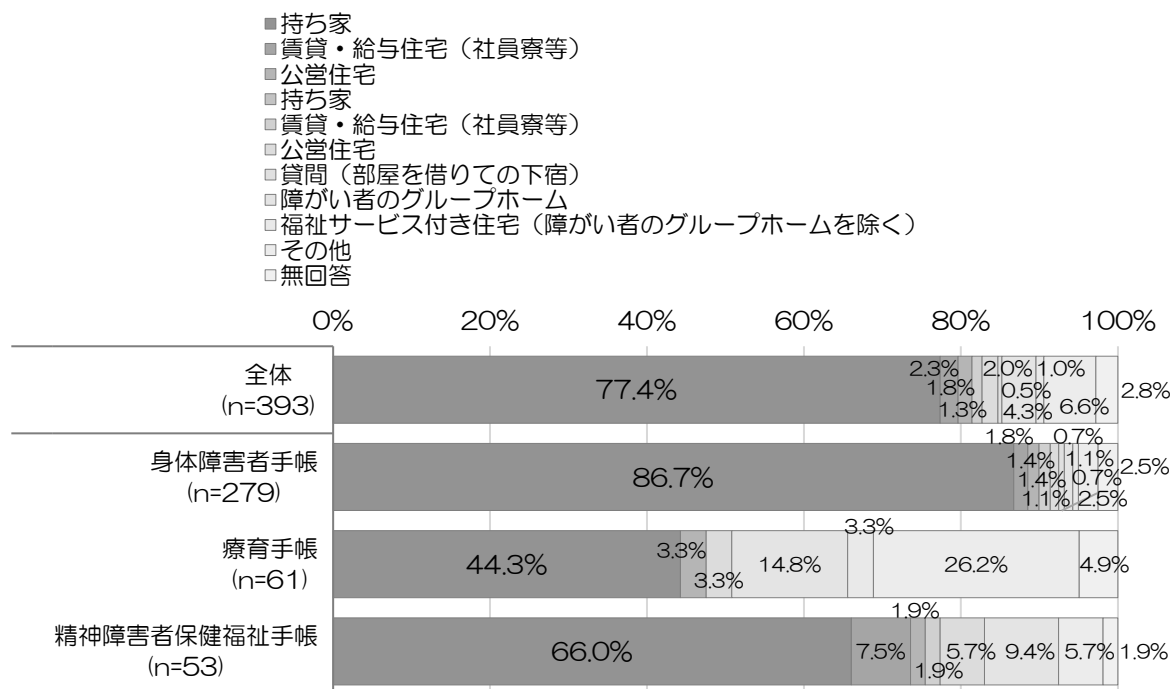
※「第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画に係るアンケート調査結果報告書」より抜粋

(2) 一般障がい者向け調査の結果

○お住まいの環境について

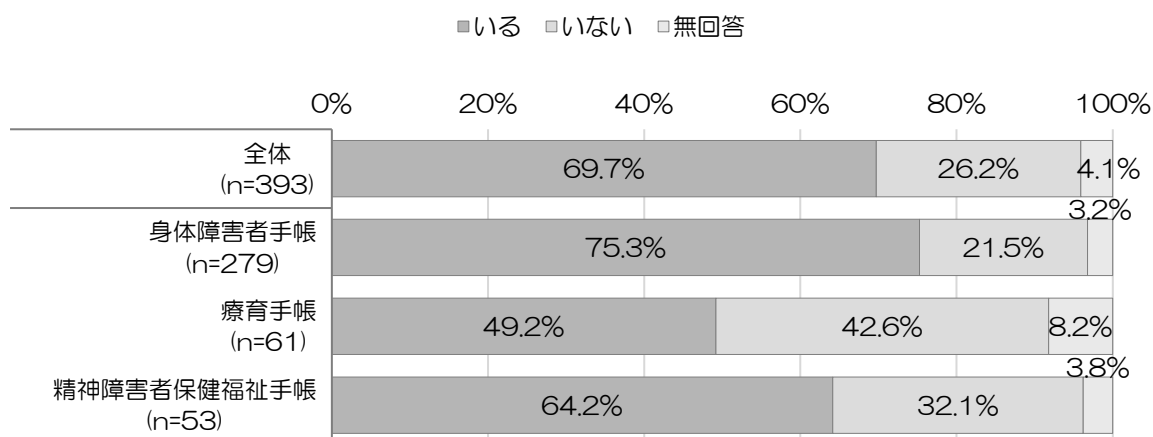
問9 あなたのお住まいの種類は次のうちどれですか。

住まいの種類について、全体では「持ち家」77.4%が最も高く、次いで「その他」6.6%、「障がい者のグループホーム」4.3%となっている。



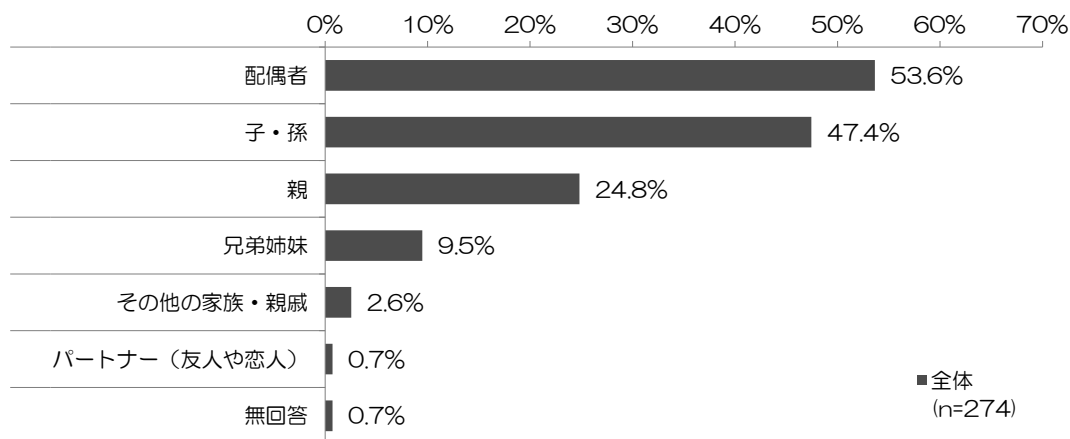
問10 あなたとふだん住居と生計を共にしている方（同一世帯の方）はいますか。

ふだん住居と生計を共にしている方について、全体では「いる」69.7%、「いない」26.2%となっている。



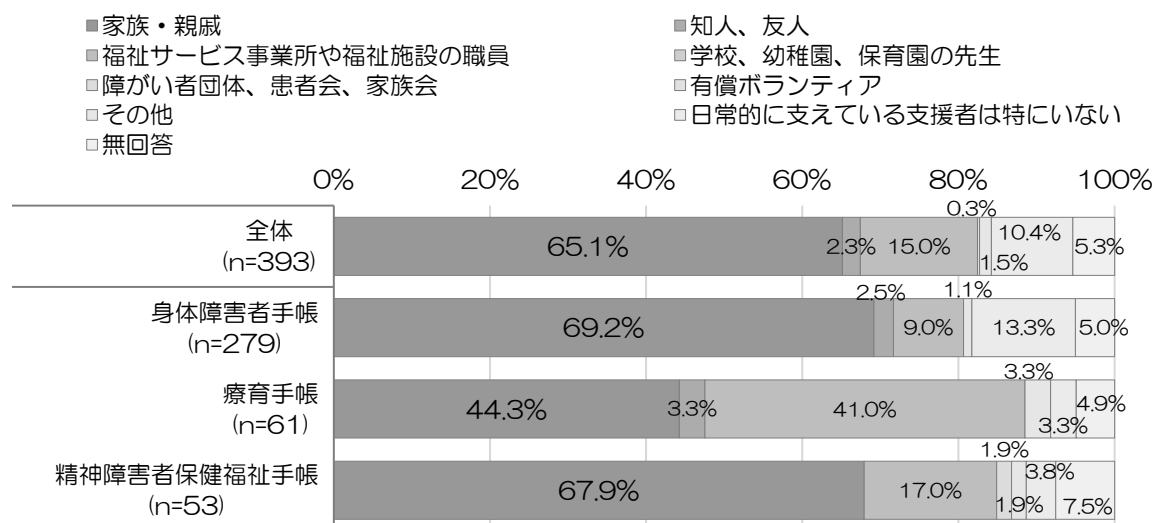
問 11 【問 10 で「1. いる」を選択した方のみ】
同一世帯に含まれる方について（あてはまるものすべてに○）

同一世帯に含まれる方について、全体では「配偶者」53.6%が最も高く、次いで「子・孫」47.4%、「親」24.8%となっている。



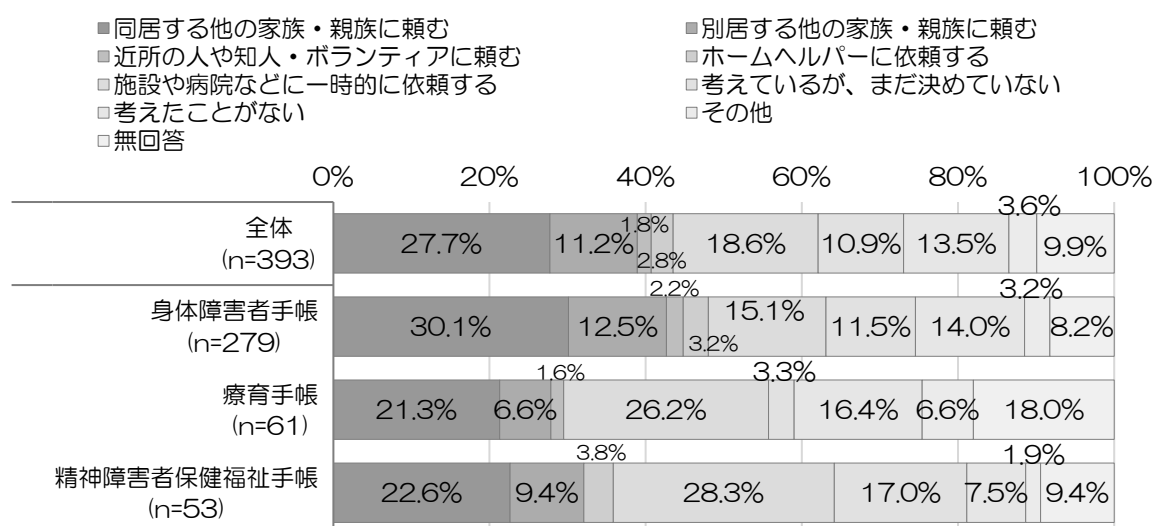
問 13 あなたの障がいや心身の不調による生活のしづらさを日常的に支えている（介護、療育、医療的ケア、意思疎通の支援等）主な支援者は誰ですか。

生活のしづらさを日常的に支えている主な支援者について、全体では「家族・親戚」65.1%が最も高く、次いで「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」15.0%、「日常的に支えている支援者は特にいない」10.4%となっている。



問 14 万一、介助者が急病や事故などのため、一時的に介助などができなくなった場合、あなたはどのようにすることにしていますか。

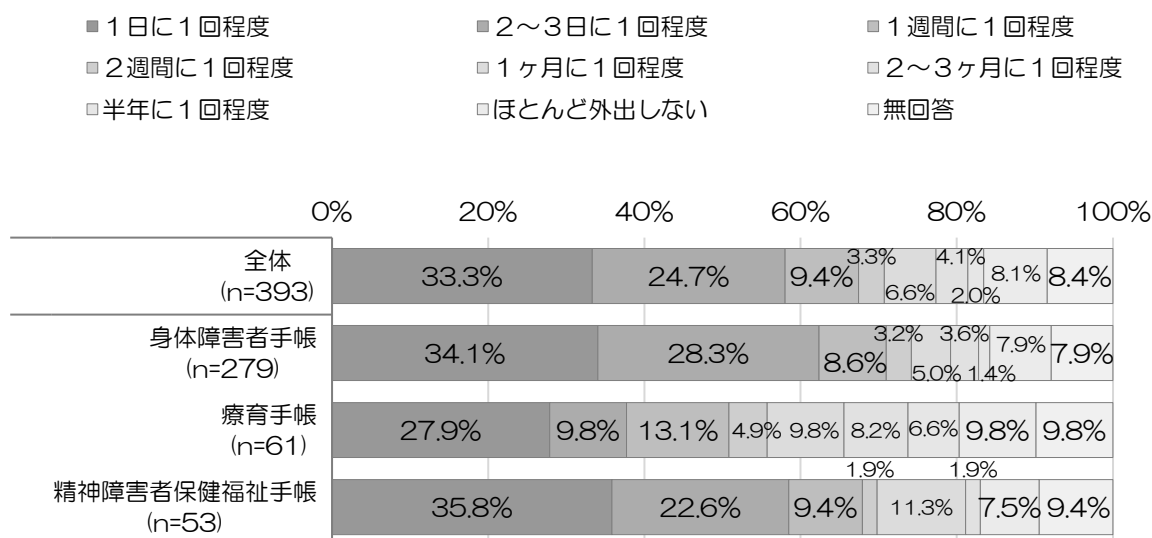
介助者が一時的に介助などができなくなった場合どうするかについて、全体では「同居する他の家族・親族に頼む」27.7%が最も高く、次いで「施設や病院などに一時的に依頼する」18.6%、「考えたことがない」13.5%となっている。



○日中活動や就労について

問 23 過去1年間の外出頻度はどの程度ですか。

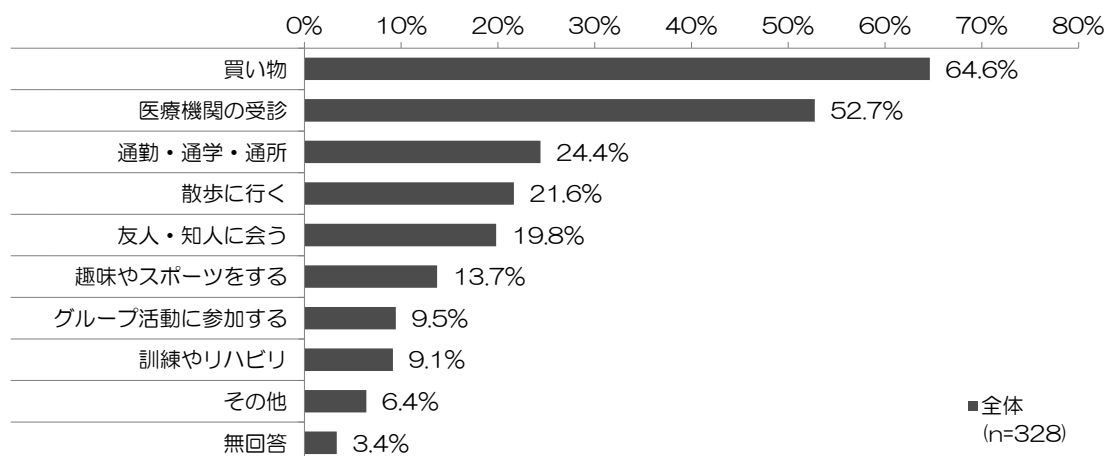
過去1年間の外出頻度について、全体では「1日に1回程度」33.3%が最も高く、次いで「2～3日に1回程度」24.7%、「1週間に1回程度」9.4%となっている。



問 23（２） 【問 23 で「８．ほとんど外出しない」以外を選択した方】

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

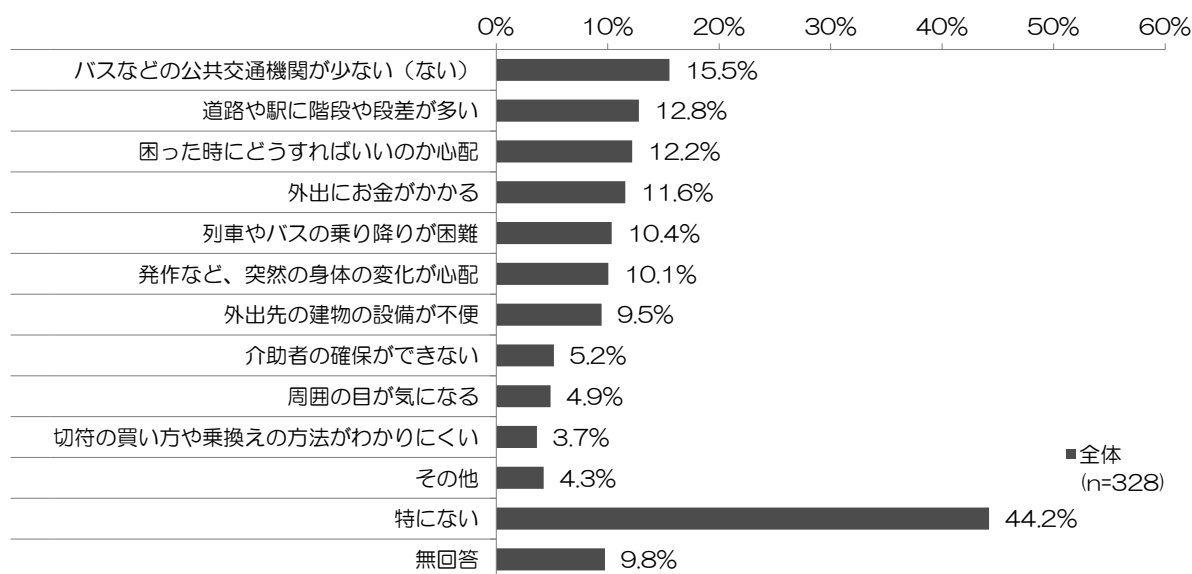
外出の目的について、全体では「買い物」64.6%が最も高く、次いで「医療機関の受診」52.7%、「通勤・通学・通所」24.4%となっている。



問 23（３） 【問 23 で「８．ほとんど外出しない」以外を選択した方】

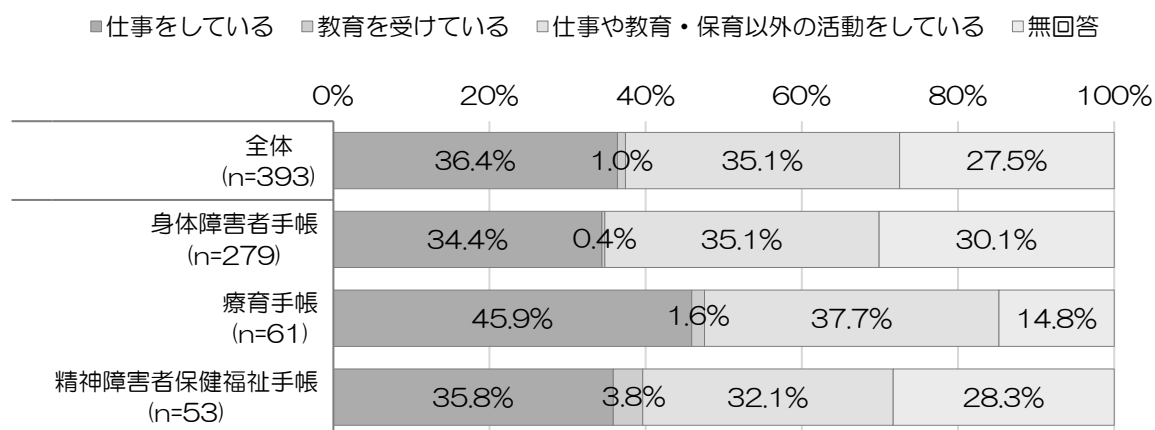
外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

外出時に困ることについて、全体では「特にない」44.2%が最も高く、次いで「バスなどの公共交通機関が少ない(ない)」15.5%、「道路や駅に階段や段差が多い」12.8%となっている。



問 24 日中はどのように過ごしていることが多いですか。

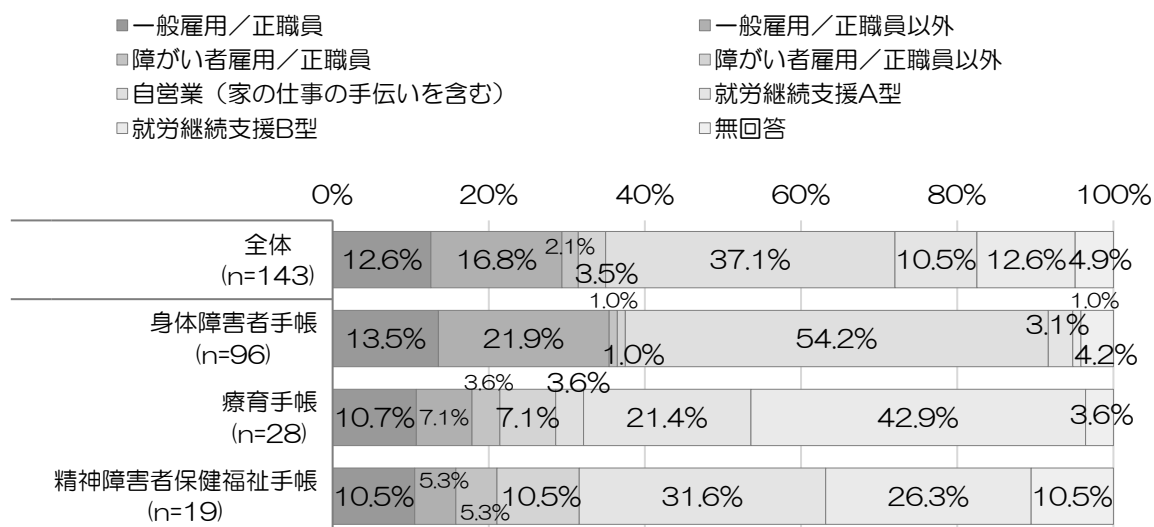
日中の過ごし方について、全体では「仕事をしている」36.4%が最も高く、次いで「仕事や教育・保育以外の活動をしている」35.1%、「教育を受けている」1.0%となっている。



問 24 (1) 【問 24 で「1. 仕事をしている」を選択した方】

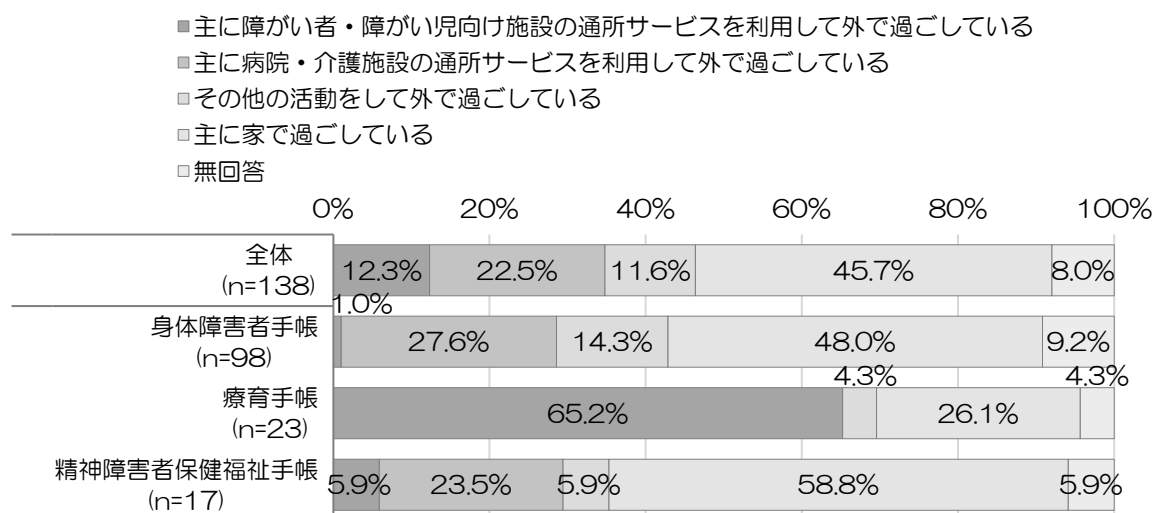
仕事の詳細についてお答えください。

仕事の詳細について、全体では「自営業（家の仕事の手伝いを含む）」37.1%が最も高く、次いで「一般雇用／正職員以外」16.8%、「一般雇用／正職員」、「就労継続支援 B 型」がいずれも 12.6%となっている。



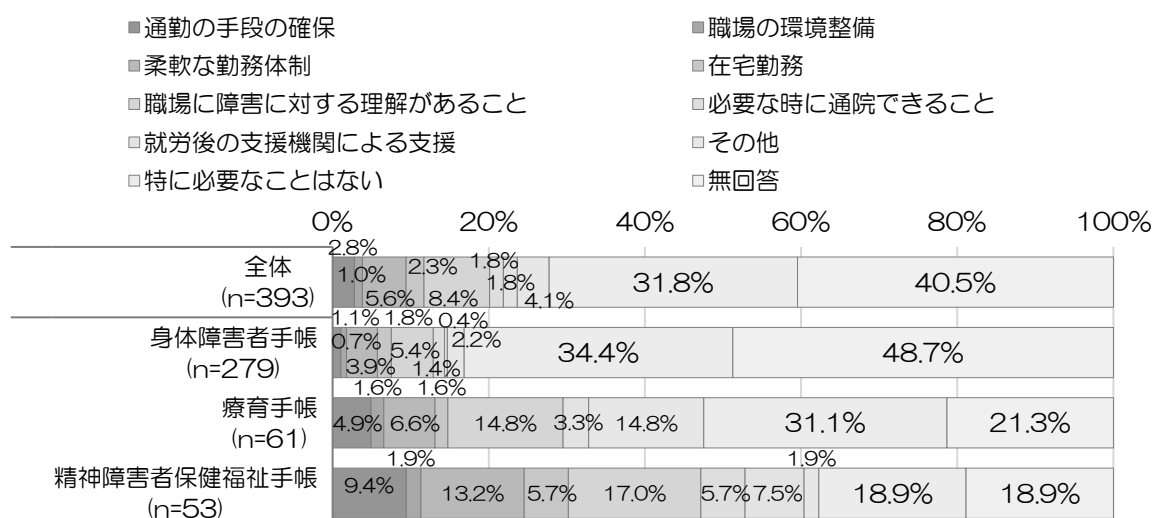
問 24 (2) 【問 24 で「3. 仕事や教育・保育以外の活動をしている」を選択した方】
 過ごし方の詳細についてお答えください。

日中に仕事や教育・保育以外の活動をしていると回答した方の過ごし方については、全体では「主に家で過ごしている」45.7%が最も高く、次いで「主に病院・介護施設の通所サービスを利用して外で過ごしている」22.5%、「主に障がい者・障がい児向け施設の通所サービスを利用して外で過ごしている」12.3%となっている。



問 26 あなたが継続的に収入を得る仕事をするために必要と感じていることは何ですか。

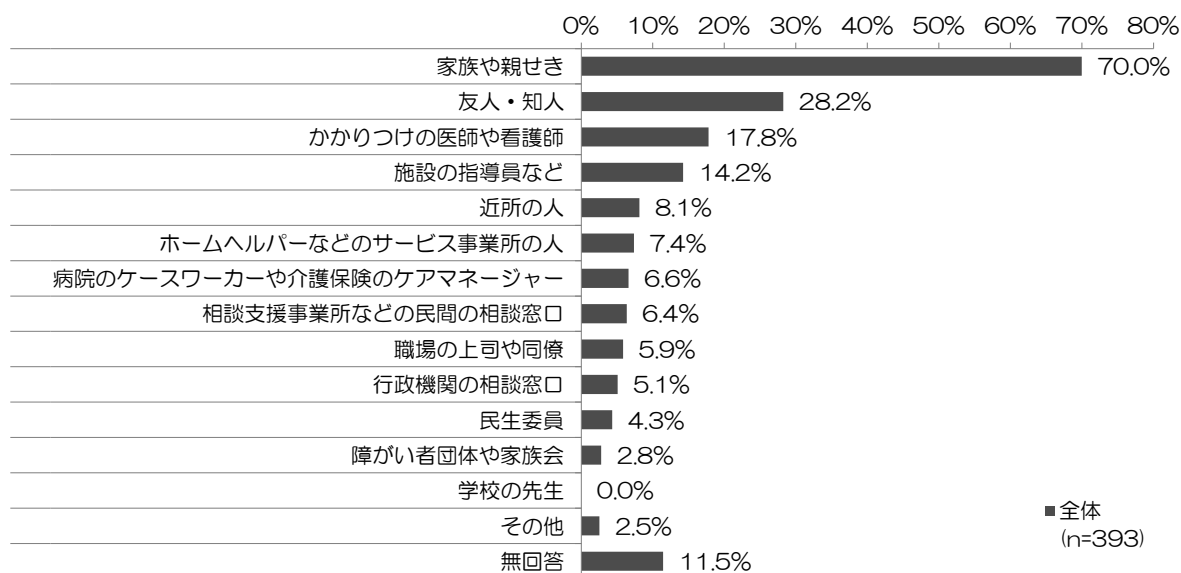
継続的に収入を得る仕事をするために必要だと感じていることについて、全体では「特に必要なことはない」31.8%が最も高く、次いで「職場に障害に対する理解があること」8.4%、「柔軟な勤務体制」5.6%となっている。



○相談相手や情報の取得手段について

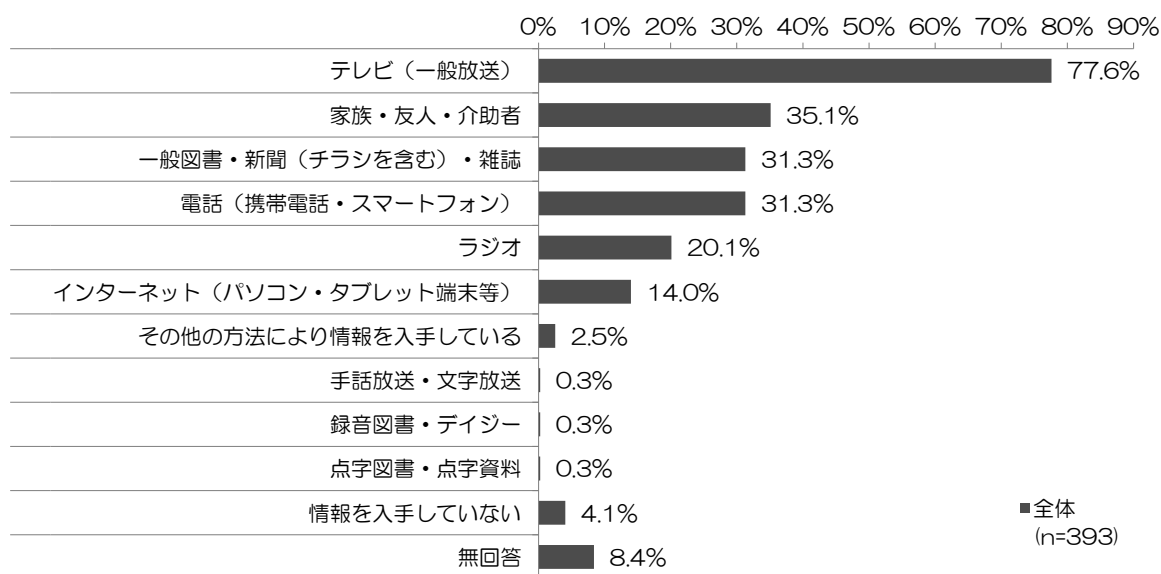
問 30 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

普段、悩みや困りごとを誰に相談するかについて、全体では「家族や親せき」70.0%が最も高く、次いで「友人・知人」28.2%、「かかりつけの医師や看護師」17.8%となっている。



問 31 あなたは、日常的にどのような方法により情報を入手していますか。

日常的にどのような方法で情報を入手しているかについて、全体では「テレビ（一般放送）」77.6%が最も高く、次いで「家族・友人・介助者」35.1%、「一般図書・新聞（チラシを含む）・雑誌」、「電話（携帯電話・スマートフォン）」がいずれも31.3%となっている。

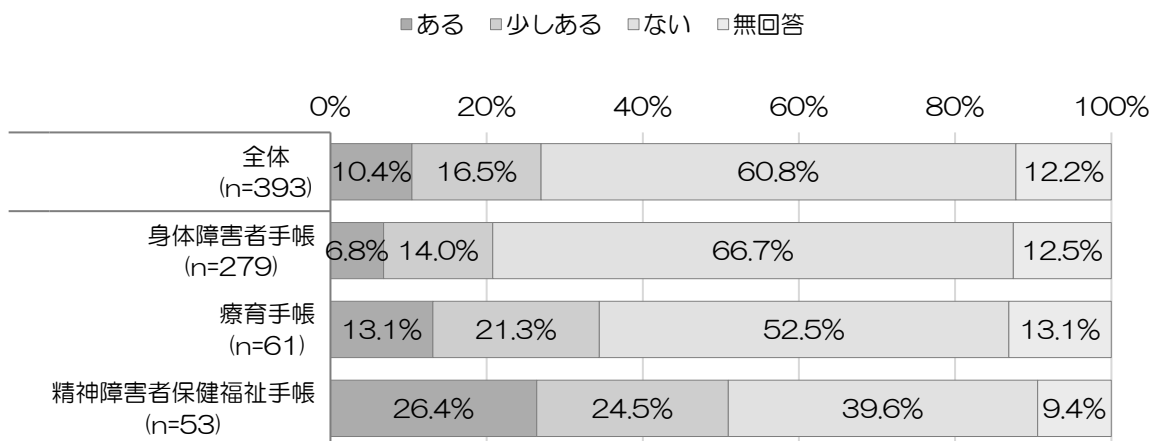


○権利擁護について

問 32 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、全体では「ない」60.8%が最も高く、次いで「少しある」16.5%、「ある」10.4%となっている。

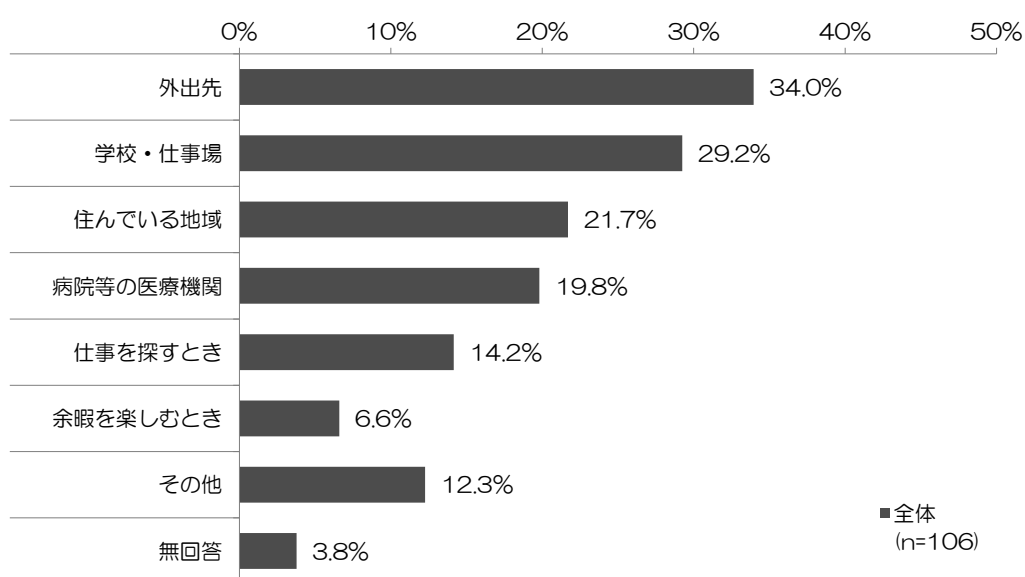
『ある』（「ある」＋「少しある」）と回答した人は全体の26.9%を占める。



問 32 (1) 【問 32 で「1. ある」、「2. 少しある」を選択した方】

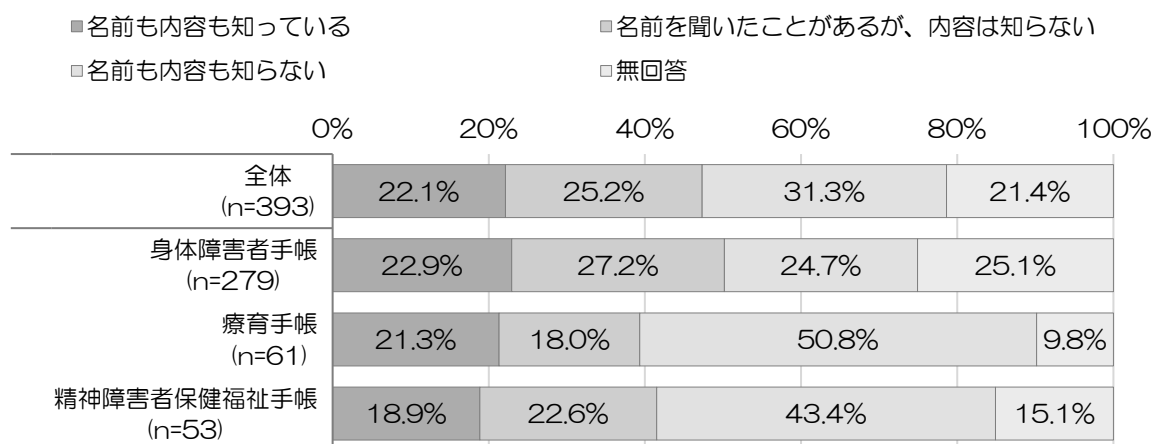
どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、全体では「外出先」34.0%が最も高く、次いで「学校・仕事場」29.2%、「住んでいる地域」21.7%となっている。



問 33 成年後見制度についてご存じですか。

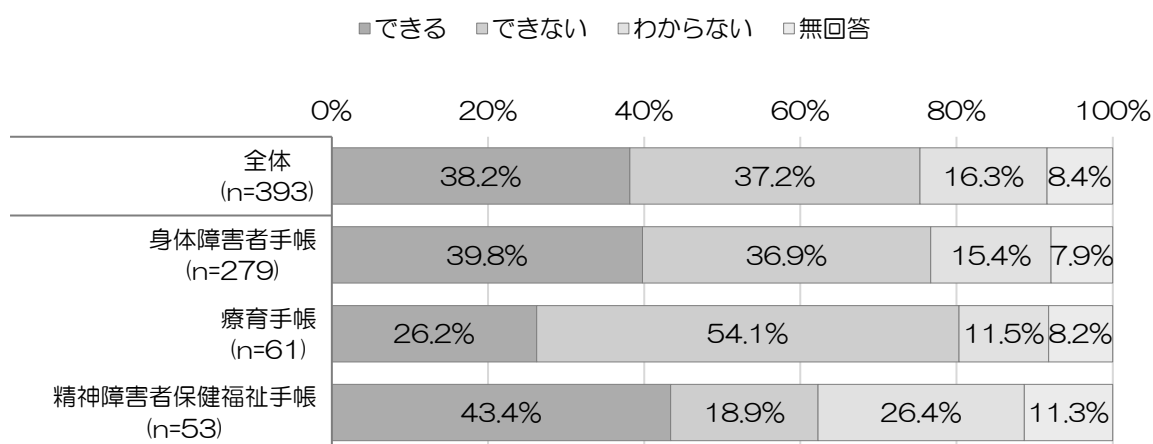
成年後見制度を知っているかについて、全体では「名前も内容も知らない」31.3%が最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」25.2%、「名前も内容も知っている」22.1%となっている。『知っている』（「名前も内容も知っている」＋「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」）と回答した人は全体の47.3%を占める。



○災害時の避難や防災などの緊急時対応について

問 34 あなたは、地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することができますか。

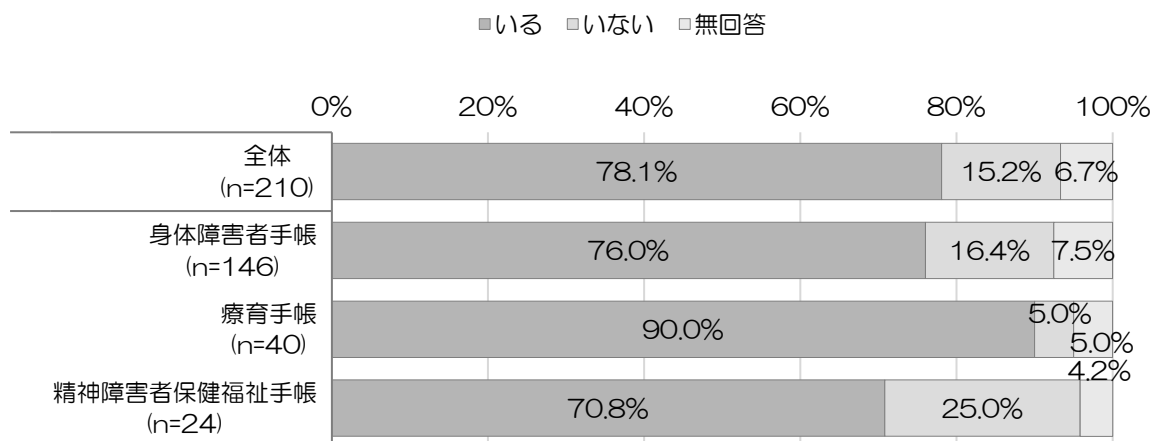
地震や災害などの緊急時にひとりで避難することができるかについて、全体では「できる」38.2%、「できない」37.2%、「わからない」16.3%となっている。



問 34（１） 【問 34 で「2. できない」、「3. わからない」を選択した方】

地震や災害などが起こった場合に、避難を助けてくれる人はいますか。

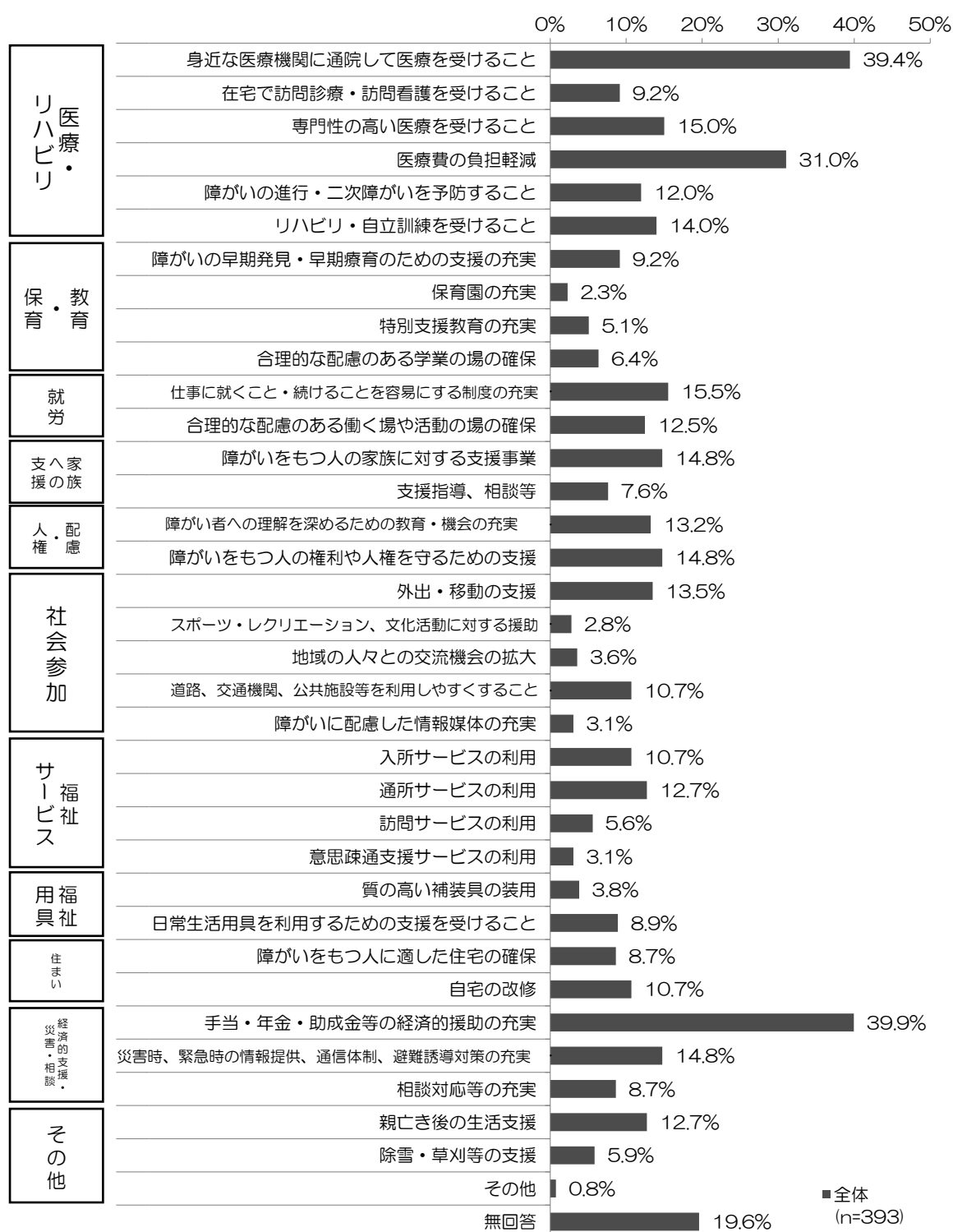
ひとりで避難することができないと回答した人に、地震や災害時に避難を助けてくれる人がいるかについてたずねたところ、全体では「いる」78.1%、「いない」15.2%となっている。



○障がい福祉施策について

問 36 あなたが、特に必要と感じている支援はどのようなことですか。下記の1から35までのうちお答えください。（重要だと思うもの上位7つまでに○）

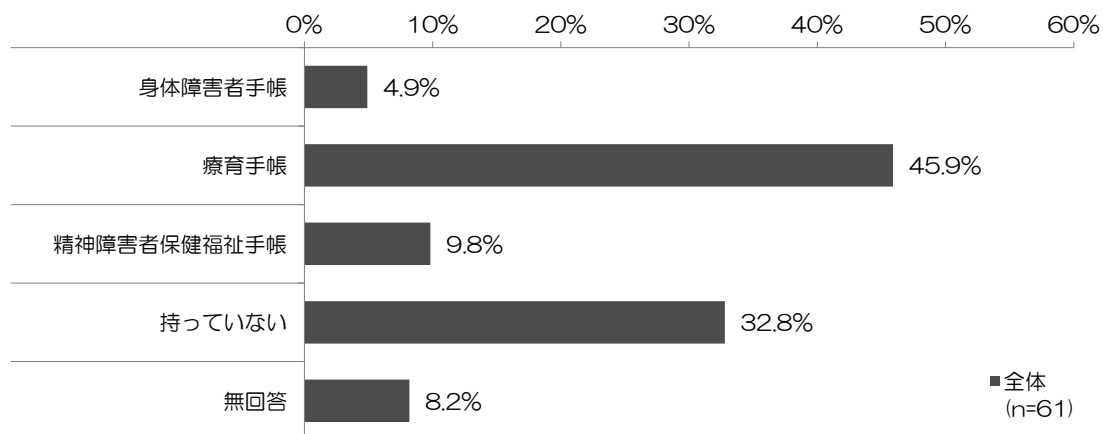
特に必要と感じている支援について、全体では「手当・年金・助成金等の経済的援助の充実」39.9%が最も高く、次いで「身近な医療機関に通院して医療を受けること」39.4%、「医療費の負担軽減」31.0%となっている。



(3) 18歳未満向け調査の結果

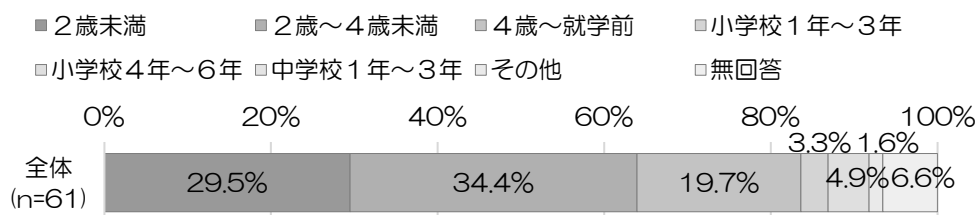
問4 お子さまは障害者手帳を持っていますか。

障害者手帳の所持については、「療育手帳」45.9%が最も高く、次いで「持っていない」32.8%、「精神障害者保健福祉手帳」9.8%となっている。



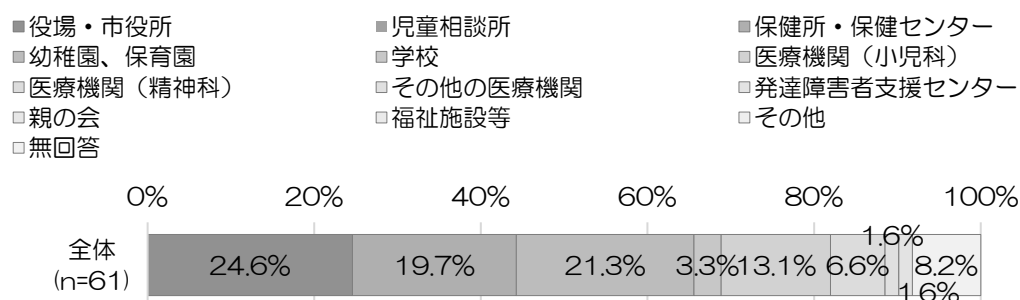
問6 発達障がいまたはその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期はいつですか。

発達障がいまたはその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期について、「2歳～4歳未満」34.4%が最も高く、次いで「2歳未満」29.5%、「4歳～就学前」19.7%となっている。



問8 発達障がいまたはその疑いに気づいてから、最初に相談した機関はどこですか。

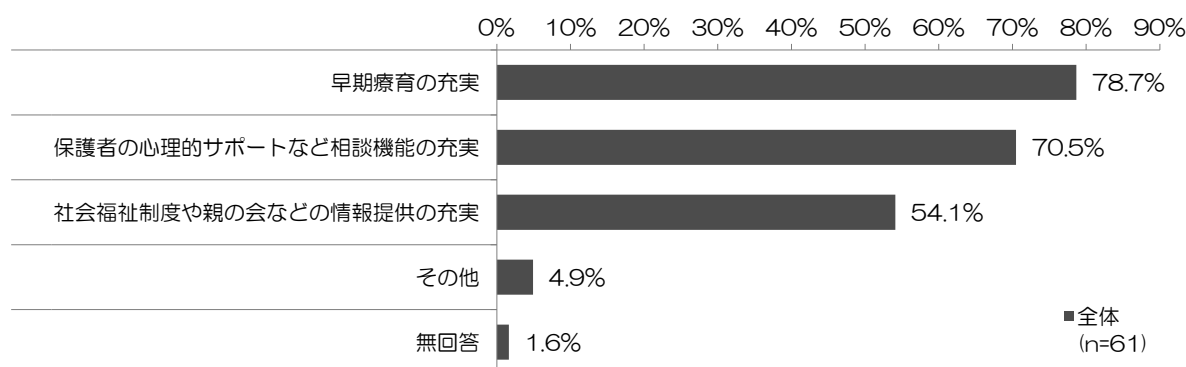
発達障がいまたはその疑いに気づいてから、最初に相談した機関について、「役場・市役所」24.6%が最も高く、次いで「幼稚園、保育園」21.3%、「保健所・保健センター」19.7%となっている。



必要だと思う福祉サービスについて

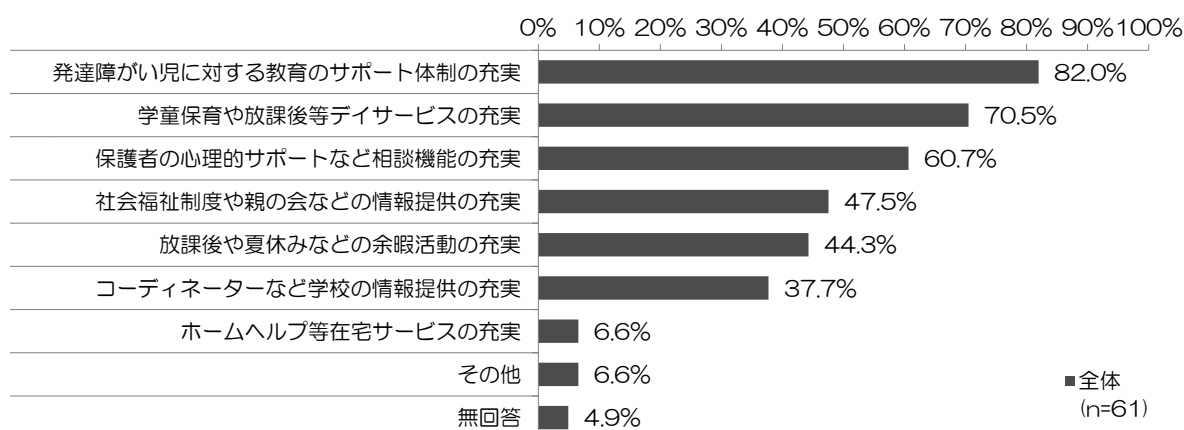
問11 就学前において、必要と思う福祉サービスは何ですか。

就学前において必要だと思う福祉サービスについては、「早期療育の充実」78.7%が最も高く、次いで「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」70.5%、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」54.1%となっている。



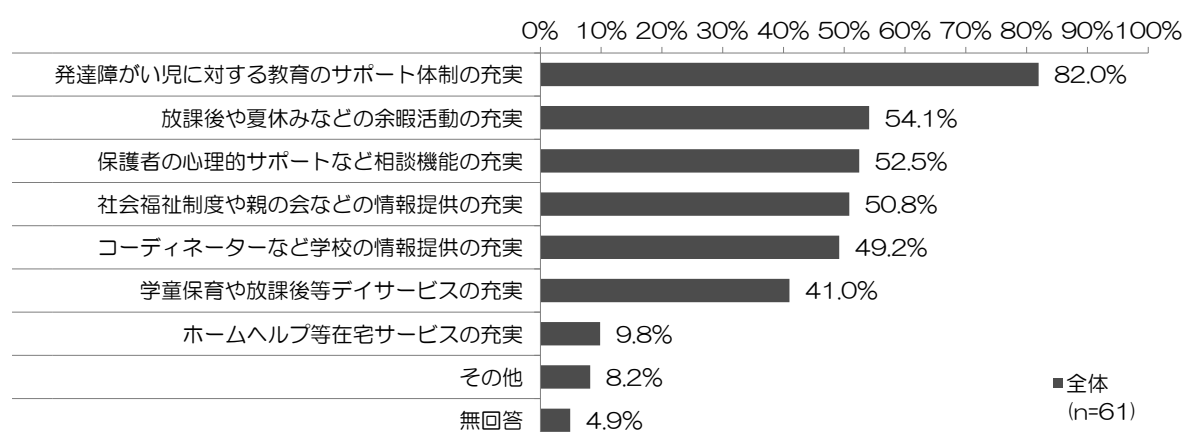
問 12 小学校や特別支援学校小学部において、必要と思う福祉サービスは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

小学校や特別支援学校小学部において、必要だと思う福祉サービスについて、「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」82.0%が最も高く、次いで「学童保育や放課後等デイサービスの充実」70.5%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」60.7%となっている。



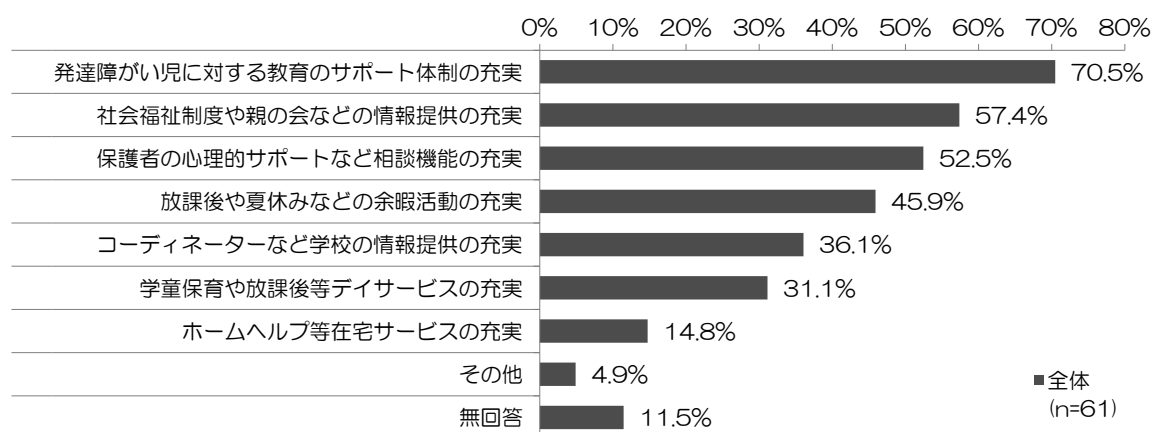
問 13 中学校や特別支援学校中学部において、必要と思う福祉サービスは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

中学校や特別支援学校中学部において、必要だと思う福祉サービスについて、「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」82.0%が最も高く、次いで「放課後や夏休みなどの余暇活動の充実」54.1%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」52.5%となっている。



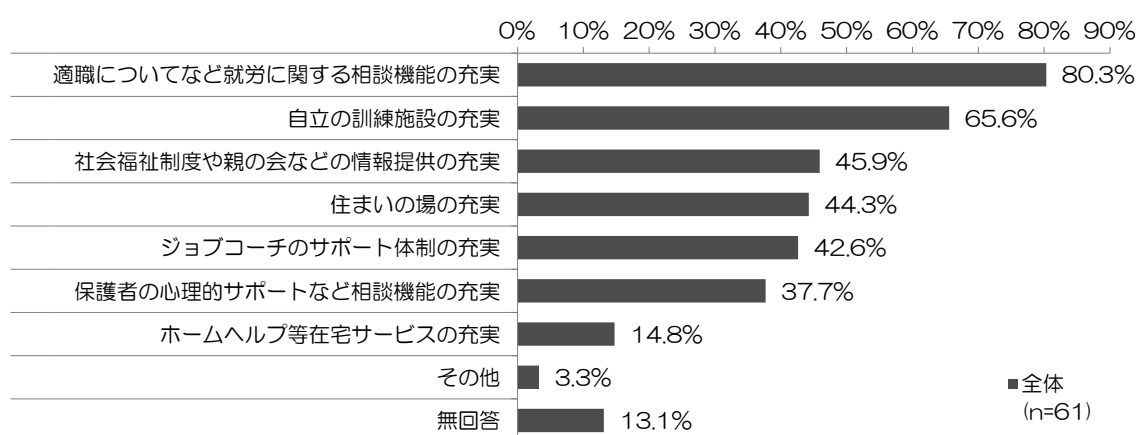
問 14 高等学校や特別支援学校高等部において、必要と思う福祉サービスは何ですか。

高等学校や特別支援学校高等部において、必要だと思う福祉サービスについて、「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」70.5%が最も高く、次いで「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」57.4%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」52.5%となっている



問 15 就労時において、必要と思う福祉サービスは何ですか。

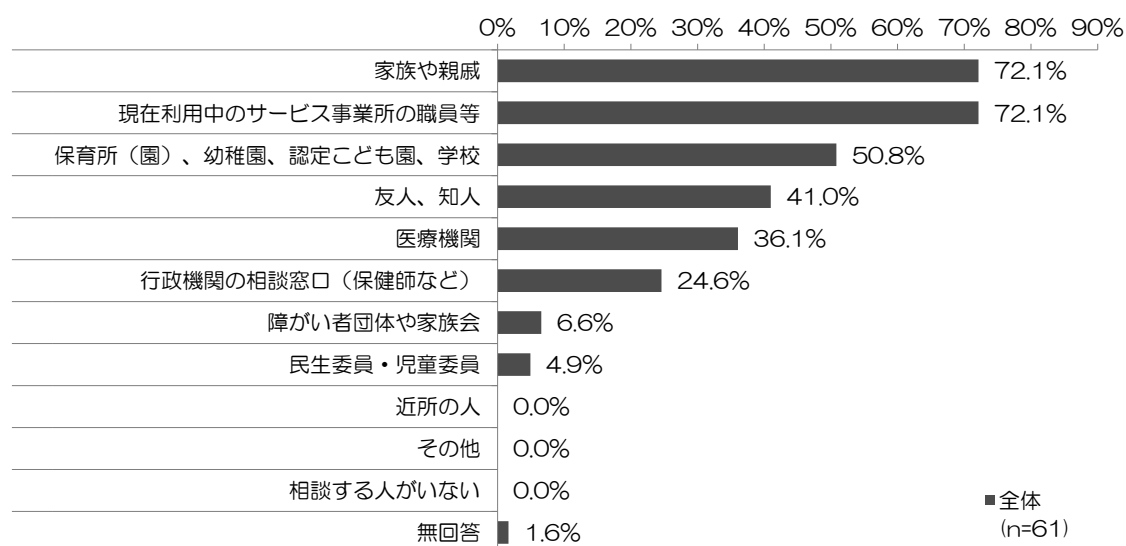
就労時において、必要だと思う福祉サービスについて、「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」80.3%が最も高く、次いで「自立の訓練施設の充実」65.6%、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」45.9%となっている。



○困った時の相談について

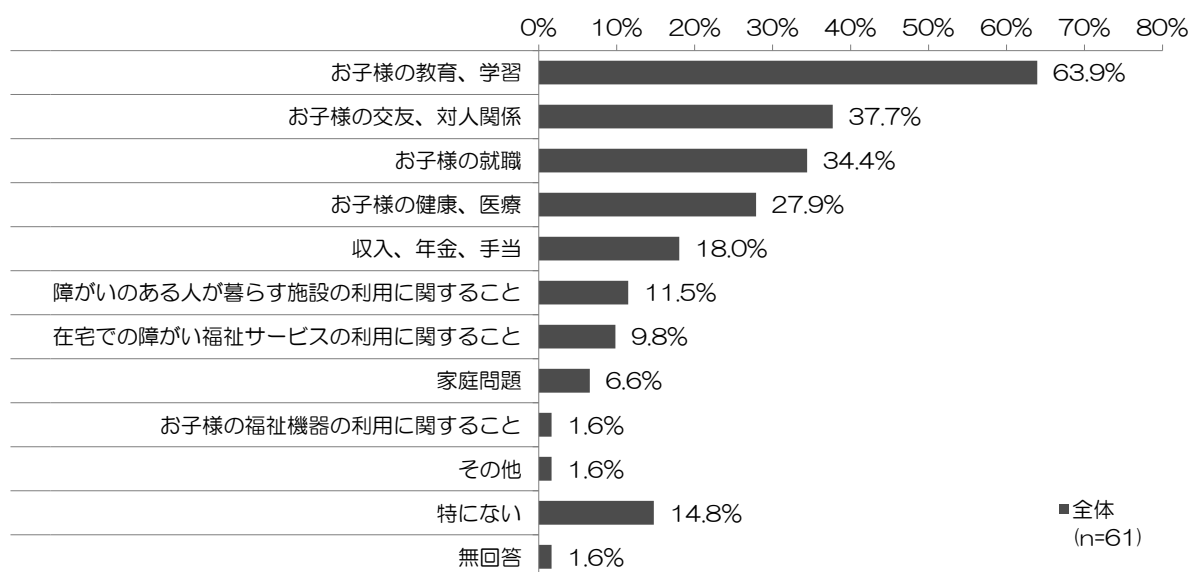
問 30 お子様の支援や困りごとに関する相談相手はどなたですか。

お子様の支援や困りごとに関する相談相手について、「家族や親戚」、「現在利用中のサービス事業所の職員等」がいずれも72.1%と最も高く、次いで「保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校」50.8%、「友人、知人」41.0%となっている。



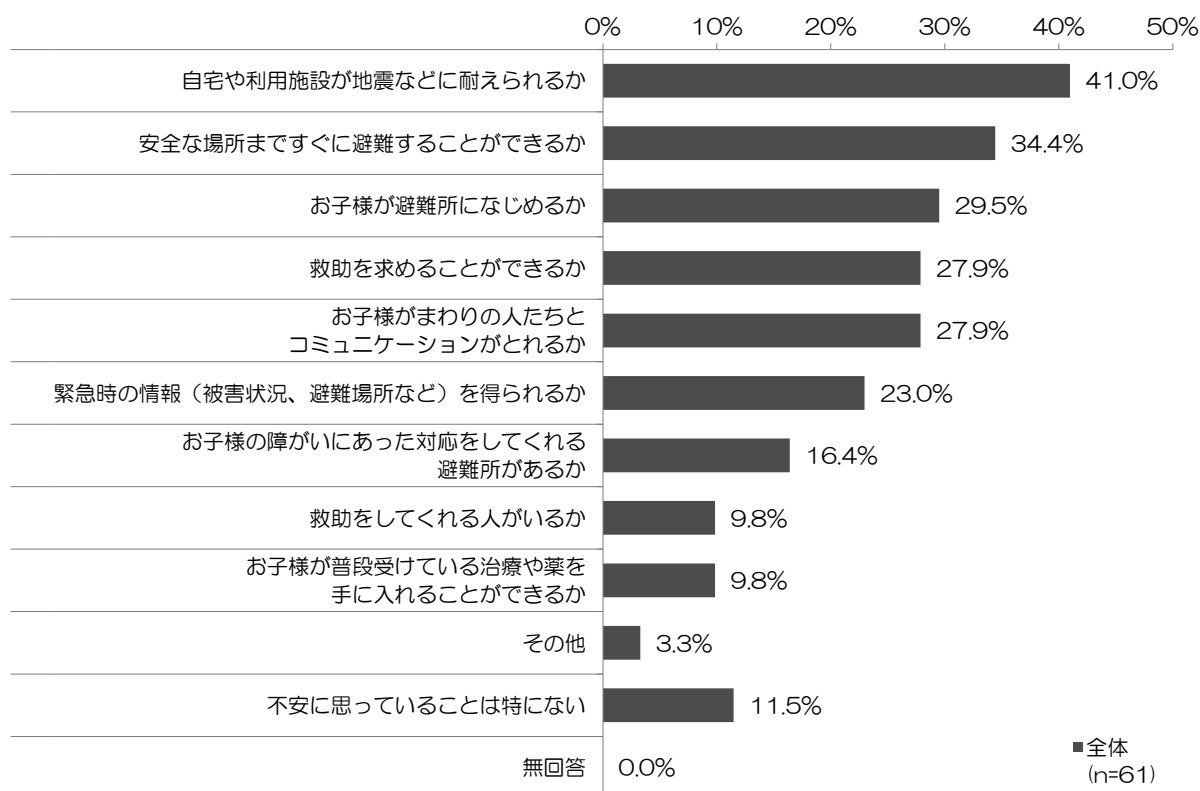
問 31 あなたが現在相談している、または相談したいと思っていることは何ですか。

お子様の支援や困りごとに関する相談内容について、「お子様の教育、学習」63.9%が最も高く、次いで「お子様の交友、対人関係」37.7%、「お子様の就職」34.4%となっている。



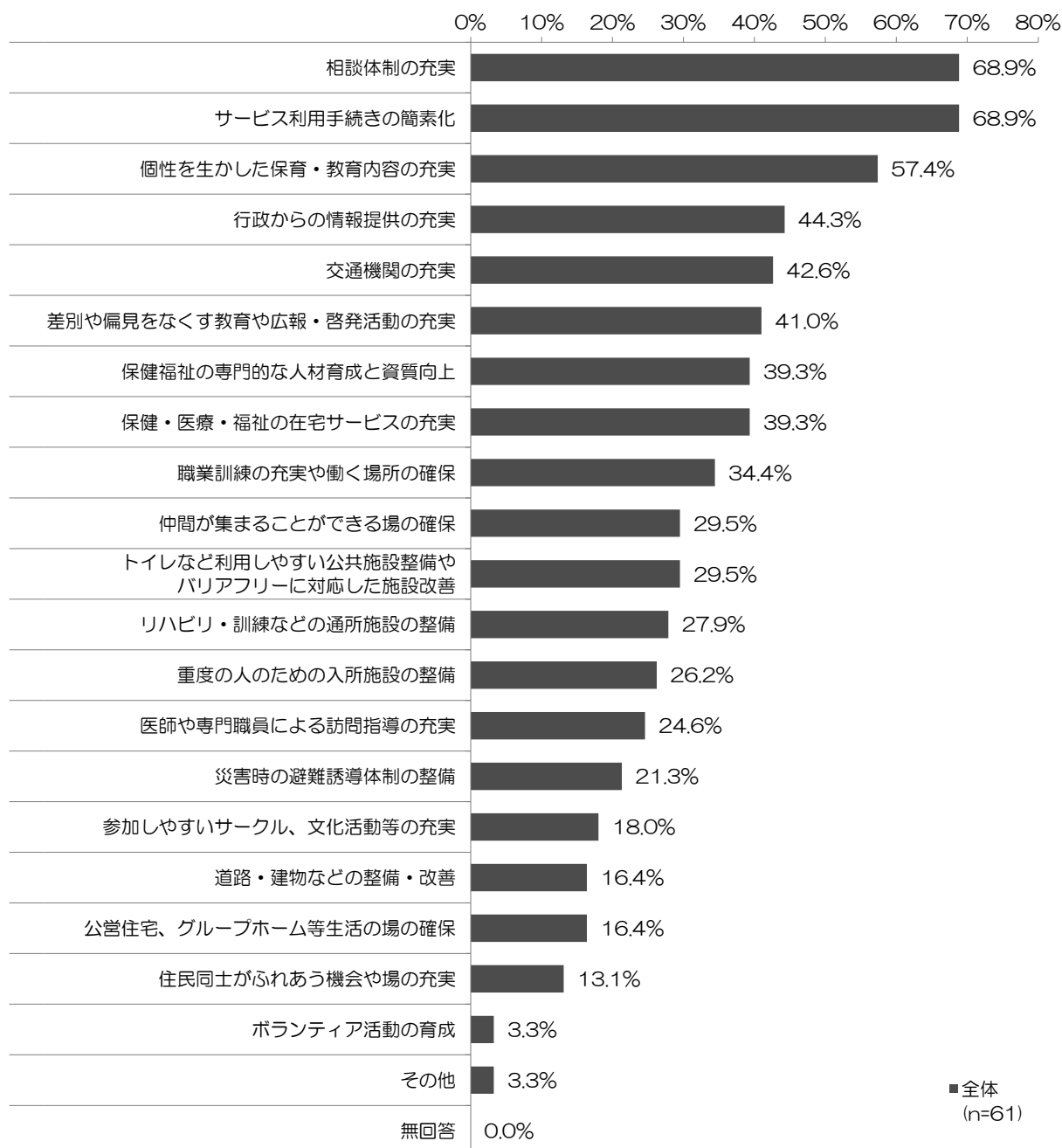
問 33 災害が発生した場合に、あなたが不安に思っていることは何ですか。（〇は3つだけ）

災害時に不安に思うことについて、「自宅や利用施設が地震などに耐えられるか」41.0%が最も高く、次いで「安全な場所まですぐに避難することができるか」34.4%、「お子様が避難所になじめるか」29.5%となっている。



問 36 あなたは障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」、「サービス利用手続きの簡素化」がいずれも 68.9%と最も高く、次いで「個性を生かした保育・教育内容の充実」57.4%、「行政からの情報提供の充実」44.3%となっている。



第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

障がいのある人もない人も共に生きていく社会

本計画においては、前計画の基本理念として掲げた“障がいのある人もない人も共に生きていく社会”を引き継ぎ、障がいがあるすべての人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、住民一人ひとりが障がいおよび障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

併せて、基本的人権の尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等の権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、住民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

2 基本目標

“障がいのある人もない人も共に生きていく社会”を具体的なものとするため、障がい者計画では、障がいのある人が、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本町における共生社会を実現していくために、基本目標として次の3点を掲げます。

（１）障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、合理的な配慮を行わなければなりません。

この基本原則を具体化するために、障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正が行われています。障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

（２）住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員など地域の住民組織、そして、ボランティア団体や当事者同士などさまざまな人による支え合い（共助）が必要となります。そのための協働・連携を重視した支援体制づくりをさらに推進していくことが必要です。

また、困りごとの相談支援や公的なサービス（公助）などを、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとに、身近な場所で利用できるように体制の整備をすることが大切です。

このため、第3次あさぎり町総合計画では、《協働》をまちづくりの基本姿勢の一つとして掲げ、行政だけでなく新しい担い手の確保に努めています。

引き続き、適切なサービスの提供に努めるとともに、情報提供や相談支援体制を整備するほか、一人ひとりのニーズにあった支援体制をつくる必要があります。

（３）切れ目のない総合的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用、住まい等の各分野における施策を推進するとともに、各分野が連携して施策を総合的に展開し、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

3 分野別施策

本計画の基本理念、基本目標を実現するため、分野別に施策を推進します。

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

障がいをも理由とする差別や偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支えあうまちを築きます

- 1-1 差別解消の推進
- 1-2 権利擁護の推進
- 1-3 地域福祉の推進

(2) 地域生活の支援

障がいのある人が地域生活を実現できるよう生活支援を行います

- 2-1 在宅支援の充実
- 2-2 スポーツ・文化芸術活動の推進

(3) 生活環境の整備

安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します

- 3-1 安全・安心のまちづくり
- 3-2 人にやさしいまちづくり

(4) 療育・教育の充実

障がいのある子どもの育ちと子育てを支援します

- 4-1 子ども発達支援の充実
- 4-2 子育て支援の充実

(5) 雇用・就労、経済的自立の支援

障がいのある人の自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行います

- 5-1 一般就労機会の拡大
- 5-2 福祉的就労の支援
- 5-3 就労相談・情報提供
- 5-4 経済的支援

(6) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防と医療費助成等に努めます

6-1 障がいの原因となる疾病の予防

6-2 医療サービスの推進

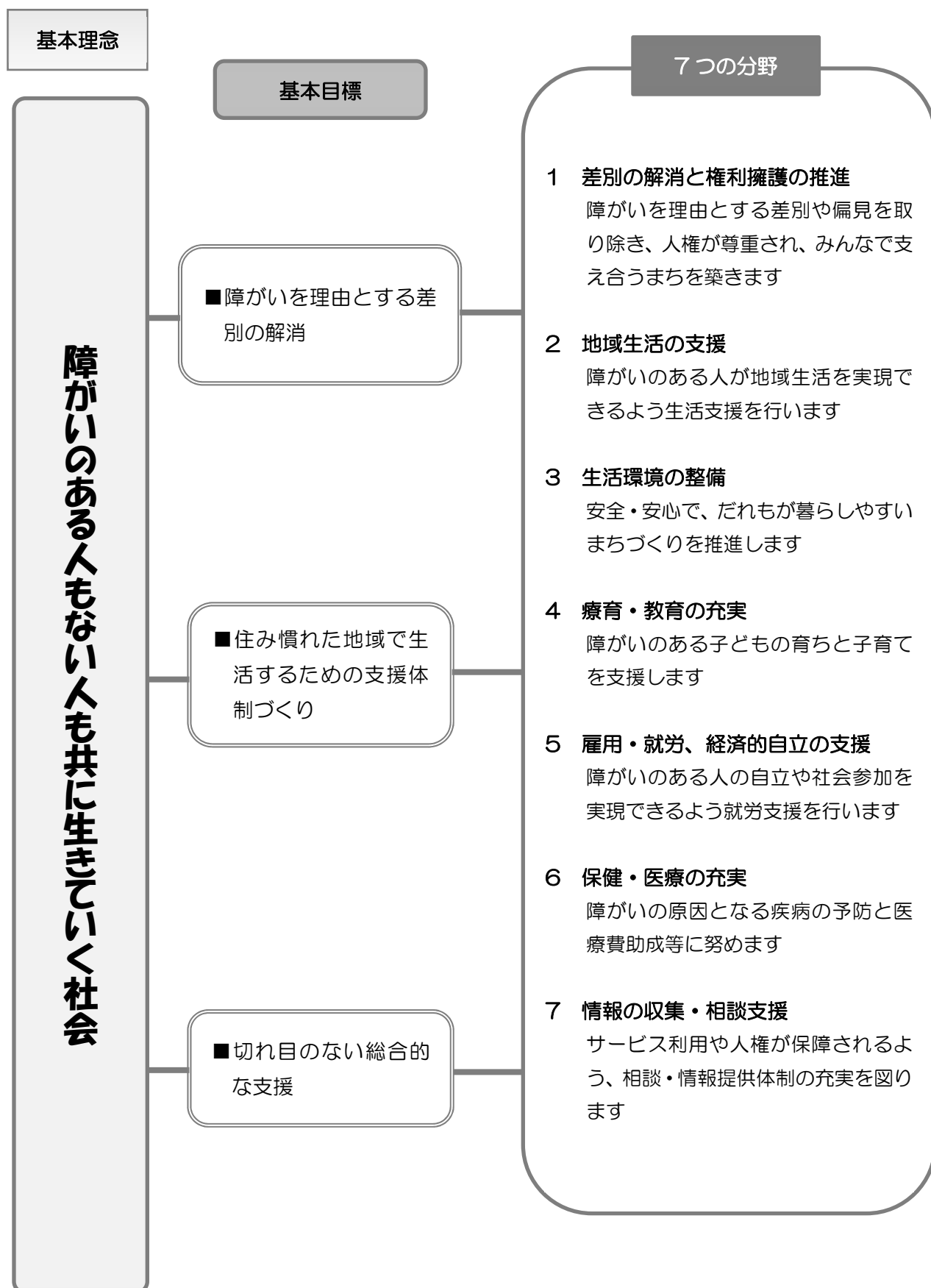
(7) 情報の収集・相談支援

サービス利用や人権が保障されるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります

7-1 相談・情報提供の充実

7-2 情報アクセシビリティ

4 あさぎり町の障がい者計画の体系図



第2部 分野別計画

第1章 差別の解消と権利擁護の推進

関連する
SDGs



■■ 現状と課題 ■■

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、住民や民間事業者が障がいのある人とその特性について正しく理解し、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

このことから、広報紙などを活用し「障害者差別解消法」についての周知を図るなどの取り組み、社会福祉協議会による福祉に関する出前講座やボランティア育成講座の実施、学校でのボランティア体験の実施などを行っています。

しかし、障がい者を対象としたアンケートによると、“障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか”という質問に対し、「ある」と「少しある」と回答した人が26.9%にのぼり、“どのような場所でありましたか”という質問には「外出先」(34.0%)が最も高く、次いで「学校・職場」(29.2%)、「住んでいる地域」(21.7%)という結果が出ています。

この結果からもわかるように、地域に暮らす障がいのある人々の生活や活動を理解し、障がいのある人との交流を通じて福祉教育を一層推進する必要があります。また、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動を継続して取り組んでいくことが重要です。

【具体的な取り組み】

Ⅰ 差別解消の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

○住民理解の促進と啓発活動

町や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じて、障がい者福祉に関わる情報提供を行い、住民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

具体的には、12月3日から9日の「障がい者週間」に合わせて、障がいに対する正しい知識や思いやりの心を育む啓発や、「ヘルプマーク」「耳マーク」「ハートプラスマーク」などの障がいに関するマークの正しい理解に関する啓発を促進します。

この他、制度改正などの重要な情報については積極的に周知し、住民が最新の情報を得られるよう努めます。

○障がいを理由とする差別解消のための啓発

「障害者差別解消法」の趣旨等について、住民の関心と理解を深めるため、効果的な広報・啓発を図ります。また、法制度や国が策定する基本方針の趣旨に基づき、庁内でのさらなる取り組みの推進に努めます。

（２）人権と障がい者理解の促進

○学校における福祉教育の充実

優しい心と思いやりの心を持ち、お互いに助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などを実施し、学校における福祉教育の充実に努めます。

○特別支援学校との交流の支援

授業（総合的な学習の時間等）を利用した特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障がいのある人への理解の普及に努めます。

○地域における福祉教育の推進

地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。

○福祉イベントの開催支援

福祉に対する理解を深めるため、社会福祉協議会が主催する行事やイベント等の開催を支援します。

２ 権利擁護の推進

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進

○差別の解消の推進

熊本県が取り組みをしている「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に合わせ、町民の関心と理解を深めます。また、事業者による合理的配慮の提供を義務とする障害者差別解消法の周知・啓発を図ります。

さらに、地域における相談体制の充実のため、関係機関で構成する人吉球磨障がい者総合支援協議会の障がい者差別解消支援協議部会を活用して、差別解消に取り組みます。

○行政機関における合理的配慮の推進

町の関係機関の適切な対応を推進するため、職員を対象とする研修を実施し、障害者差別解消法に基づき定めた「あさぎり町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の周知や障がい者への配慮の徹底を図ります。また、町の関係機関において不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供事案が発生した場合は、「あさぎり町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により対応します。

（２）障がい者虐待等の防止

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、住民や企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があった場合には、町障がい者虐待防止センターを中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。

（３）権利擁護の推進

○成年後見制度等の周知

障がいのある人の自己決定の尊重と権利擁護を図るため、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。

○地域福祉権利擁護事業の促進

障がいのある人や高齢者など判断力が十分でない人が安心してサービスを受けられるよう、社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業の推進を図ります。

３ 地域福祉の推進

（１）地域福祉活動の推進

○住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政区関係者が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行います。また、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。

○社会資源の改善、開発

地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、各種ネットワークを活用し、福祉課題に取り組みます。

○地域見守り活動事業の推進

障がいのある人の生活を支援するため、地域における見守り活動と支え合いにより、住民相互の支援体制の強化に努めます。

（２）ボランティアの育成

○ボランティア講座の充実と参加促進

社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成を図ります。参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューの検討を行うほか、地域においても講座の開設を検討します。

○ボランティアの育成

手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナー等を広報・周知し、障がいのある人を支援するボランティアの育成に努めます。

○ボランティア情報の提供

社会福祉協議会では、ボランティアに関する情報を集め、住民や活動団体に情報提供などの支援を行うことにより、ボランティア活動を推進します。

第2章 地域生活の支援

関連する
SDGs



■■ 現状と課題 ■■

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供に努めていますが、社会資源が限られている中、障がい者本人や支援する家族の高齢化が進行しており、サービスのニーズは増加・多様化すると予想されます。そのため、障害福祉サービスの適切な提供、体制整備、人材確保・育成が重要です。

アンケート調査では「日常生活を送るうえでの生活のしづらさ」で支援が必要と答えた人が23.1%であり、「経済的援助の充実」39.9%、「身近な医療機関に通院して医療を受けること」39.4%、「医療費の負担軽減」31.0%が特に必要とされました。

障がい者の主な支援者の高齢化、親亡き後の不安解消、自立・施設入所者等からの地域生活への移行のため、グループホームなど住まいの場の充実が必要です。障がい児のアンケートでは、卒業後の進路として進学、一般就労、その次に「一般就労に向けた支援施設」「自立訓練施設への通所」を希望されており、訓練の場の確保が必要です。

スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動は生活を豊かにする重要な要素であり、参加促進のための支援が必要です。また、事業所アンケートでは「職員の確保が難しい」が61.5%で最も多く、地域包括ケアシステムの強化も必要となります。

【具体的な取り組み】

I 在宅支援の充実

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を進めます。

(1) 障害福祉サービス等の充実と向上

○在宅サービスの充実

居宅介護など、障がいのある人が安心して地域で暮らすために欠かせないサービスを充実させ、居宅での生活を支援します。

○日中活動系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた、生活介護や就労系サービスの確保と質を向上させ、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう支援します。

○地域生活支援事業の推進

障がいのある人が、有する能力と適正に応じて、自立した生活を営むことができるよう、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などを実施し、障がいのある人や介護者の地域生活を支援します。

(2) 施設入所者の地域生活への移行・定着支援

地域での生活を望む障がいのある人が、円滑に地域生活に移行し定着できるよう、関係機関と連携して必要な障害福祉サービスや相談支援体制の確保に取り組みます。

(3) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアの推進

精神障がいのある人が病院等から地域での生活を望む際、安心して生活できるよう、地域包括ケアの構築を進めます。関係機関が連携して移行支援および地域定着支援を推進します。

(4) 地域生活支援拠点における機能の充実と基幹相談支援センターの整備

人吉球磨圏域に整備した地域生活支援拠点「くらしよかよかネット」の体制の確保および機能を充実させます。また、地域における相談支援体制の強化を図るため、人吉球磨圏域で総合的かつ専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの整備に取り組みます。

(5) 当事者や家族による相談活動および交流活動の支援

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターを確保し、同じような悩みや経験を持つ当事者・家族による相談活動や、互いに支え合う交流活動を推進します。

2 スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

○情報提供の充実

障がいのある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるように地域のスポーツ交流会などを紹介したり、参加状況などの情報提供を充実するよう努めます。

○スポーツ活動への参加促進

体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障がいのある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。

(2) 文化芸術活動の推進

○障がい者の社会参加促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者作品展等の広報・周知を行います。

(3) 参加しやすい環境づくり

○文化・体育施設の環境整備

公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を推進し、参加しやすい環境を維持します。

○講座等への手話通訳者等の配置

町が主催する講座等について、障がいのある人の生涯学習への参加を促進するため、必要に応じた手話通訳者等の配置に努めます。

第3章 生活環境の整備

関連する
SDG s



■■ 現状と課題 ■■

令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そして、令和2年7月豪雨災害は、ウイルスの感染と自然災害の脅威と、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。

町では、災害時に備え、福祉避難所の確保を進め、障がいのある人の災害時等への支援体制づくりを推進する必要があります。

近年の異常気象による豪雨などの被害が懸念されていることから、本町においても、これまで以上に充実した災害時の支援体制を構築することが求められます。

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、住宅・駅・公共施設や道路などのバリアフリー化を推進していく必要があります。

アンケート調査においては、外出時に困ることとして、「バスなどの公共交通機関が少ない」の次に、「道路や駅に階段や段差が多い」ことがあげられています。

歩道の整備や段差解消などハード面のバリアフリー化は多大な費用を要することから、短期間で実現することは難しい課題ですが、障がいのある人が暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまち、すなわちユニバーサルデザインのまちであるという認識のもとに、生活環境の整備を進める必要があります。

【具体的な取り組み】

Ⅰ 安全・安心のまちづくり

(1) 防災対策の推進

○防災情報の提供体制の整備

防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、聴覚障がいの人にも対応した町防災無線の戸別受信機を配布し、自主防災組織との連携を図り、情報伝達の体制を整備します。

○避難行動要支援者の避難体制の整備

避難行動要支援者名簿をもとに、安否確認や災害時の避難支援が確実にいえるよう、体制の整備を進めます。

○防災活動の推進と障がい者の参加促進

災害時における要支援者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障がいのある人が防災訓練や防災講座など地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。

○避難所における障がいのある人への配慮

避難所において、障がいのある人が安全に移動できるよう配慮します。

○避難所・避難場所等の周知

障がいのある方に、一般避難所・福祉避難所、および避難方法の広報・啓発を強化し、スムーズな避難が行えるよう努めます。

（２）消費者トラブルの防止と救済・交通安全対策の実施

○消費者トラブルの防止と被害からの救済

障がいのある人が悪徳商法等の被害に遭うことのないよう、情報収集と発信を行うとともに、必要に応じて消費生活センター等の相談窓口へつなげて被害からの救済を図ります。

○交通安全に関する啓発の推進

障がいのある人が交通事故等に遭うことがないよう、交通安全に関する啓発活動を推進します。

２ 人にやさしいまちづくり

（１）住居の確保・住環境の改善

○住宅改修・住宅改造の推進

障がい者の自立の維持や介護者の負担軽減を図るため、将来的な見通しを持った改修・改造事業を実施します。

○町営住宅への入居の推進

住宅に困窮している障がい者がいる世帯の住居確保を推進するため、町営住宅への入居を希望している世帯が、優先的に入居できるように配慮します。

（２）人にやさしい施設の整備

○公共施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路等を新設・整備するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。

○バリアフリースイレの多機能化の推進

公共施設を新設するときには、バリアフリースイレの設置に努めます。

○町営住宅のバリアフリー化の推進

高齢者や障がいのある人に配慮した管理運営に努めるとともに、快適な住まいを確保するため、新設または改修等の際には町営住宅のバリアフリー化を進めます。

第4章 療育・教育の充実

関連する
SDG s



■■ 現状と課題 ■■

障がいのある子どもが持てる能力を十分に発揮し自立を目指すためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげることが重要です。本町では、療育支援の必要な未就学児数が増加傾向にあります。また、障害者手帳を持たない発達障がいのある子どもも増加しており、その認知や早期支援が必要です。このため、幼児期におけるより専門性の高いきめ細かな療育支援、相談支援が求められています。

また、障がい児に対する支援サービスのニーズが高まっており、子育て支援事業等を含む子育て支援の視点から、より一層の支援が必要です。

学校教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、合理的な配慮を含む必要な支援のもと、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受ける仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指します。

【具体的な取り組み】

I 子ども発達支援の充実

(1) 乳幼児健康診査の充実

乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援・療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。また、育児不安や発達に心配のある保護者に対して幼稚園・保育園・認定こども園において、保健師および巡回支援専門員、人吉球磨圏域児童発達支援センター相談員による園訪問を行い、必要時には、発達相談を行うなど発達に伴う問題や不安を抱える保護者を支援します。

(2) 療育相談の充実

○支援体制の整備

発達相談の充実や巡回支援専門員整備事業を推進し、保護者、町等の行政機関、幼稚園・保育園・認定こども園、学校などが連携した支援体制の整備に努めます。

○相談窓口の充実

保健センター、こども家庭センター、人吉球磨圏域児童発達支援センター、球磨教育事務所など子どもの発達や療育に関する相談窓口の周知に努めるとともに相談窓口の充実を図ります。

(3) 切れ目のない支援体制の整備

○分野間の連携による支援体制の充実

療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、各種ネットワークを活用し、保健・療育・教育の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。

○生涯を通じた支援のための情報共有

乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。

○各種子育て支援事業による育児不安の解消

各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、早期療育等へつながるよう、関係機関との連携を図ります。さらに、発達障がいや子育てに悩みのある保護者が集い、対応を学んだり、情報交換を行う親の会も支援します。

○医療的ケア児への支援

医療的ケア児に対し、引き続き医療機関や熊本県医療的ケア児支援センターなどの専門機関とも連携し、相談支援や就園・就学に向けた支援を推進します。

(4) 療育体制の充実

○障がい児通所支援の強化

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、ニーズや生活能力向上のために必要な訓練など、より専門性の高い支援を提供し、子どもたちが持てる能力を十分に発揮できる環境を整えます。

○保育所等訪問支援の拡充

保育所や認定こども園、学校への訪問支援を強化し、障がい児が自然な環境で成長できるようサポートします。専門スタッフが現場での指導やアドバイスをを行い、現地の支援力を高めます。

2 子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実

○障害福祉サービスの充実

介護者のレスパイト・ケアを含めた支援の充実を図るため、短期入所や日中一時支援事業を始めとする地域生活支援事業等の拡充を図ります。

○放課後児童クラブへの受け入れの推進

障がいや発達障がいのある小学生で、放課後保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受け入れを推進します。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

障がいのある子どもの子育て支援活動を充実させるため、協力会員の確保や研修の充実について検討します。

(2) インクルーシブ教育の推進

○支援体制の整備

町単独で就学指導委員会を設置し、就学における支援体制の整備を図り、きめ細やかな支援を推進します。

○関係機関の連携強化

保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、球磨教育事務所、人吉球磨圏域児童発達支援センター、特別支援学校等の関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。

(3) インクルーシブ教育システムの構築

○多様な学びの場の充実

障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくりや、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。

○合理的配慮の提供

合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、町・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図ったうえで決定し、提供します。

○学校施設のバリアフリー化の推進

災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

(4) 進路指導の充実

○学校・行政・公共職業安定所の協力

障がいのある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校、行政、および公共職業安定所が協力し、就学・就労への支援を行います。

○アフターケアの充実

就学後のアフターケアについては、町の福祉・保健・医療担当課、教育課、各学校の校内教育支援委員会、および特別支援学校が連絡を取り合い、適切な支援の実施に努めます。

第5章 雇用・就労、経済的自立の支援



■■ 現状と課題 ■■

現代における障がい者の雇用・就労状況は、依然として多くの課題を抱えています。障害者雇用促進法に基づき、事業主には労働者に占める障がい者の割合を法定雇用率以上に保つ義務があります。加えて、障害者権利条約への対応として、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が強化されています。

しかしながら、障がい者雇用の現状は依然として厳しいものがあります。地域において安定した職を得ることが難しく、多くの障がい者が家族の支援を必要としています。アンケート結果によれば、最も多い職種は「自営業（家の仕事の手伝いも含む）」で37.1%、「一般雇用／正規職員以外」が16.8%、「一般雇用／正規職員」および「就労継続支援B型」がいずれも12.6%と続いています。

また、アンケート調査の“継続的に仕事をするために必要なこと”の問いに対し、「職場に障がいに対する理解があること」が8.4%、「柔軟な勤務体制」が5.6%となっています。これらの結果から、職場環境や支援体制の重要性が浮かび上がります。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、安定した就労の機会が不可欠です。働く意欲のある人がその適性に応じて能力を発揮し、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現できるように、雇用支援・就労支援の推進が求められます。障がい者が就労を通じて経済的自立を果たし、豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【具体的な取り組み】

Ⅰ 一般就労機会の拡大

（１）雇用・就労の啓発・広報

○企業等への制度の啓発

障がいのある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。

○障がい者雇用の促進

就労移行支援、就労継続支援A型およびB型の新規事業者の参入促進を図るだけでなく、既存の事業者によるサービスの質の向上を目指します。特に、地域社会で活躍できる新しい形の就労の場の拡大に努めます。

○職場における合理的配慮の提供義務等の周知

改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。

（２）雇用・就労の支援

○就労移行支援の充実

就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時に、サービスの質の確保に努めます。また、効果的なスキルアッププログラムやトレーニングの提供を行い、利用者の就労能力向上を支援します。さらに、デジタルスキルやリモートワークなど、現代の就労環境に合ったプログラムの導入を推進します。

○町における障がい者雇用の推進

今後も法定雇用障害者数を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働や柔軟な労働形態の導入を促進し、職域の拡大を図ります。精神障がい者についても、業務内容、採用方法、人材育成方法等について検討し、個別ニーズに合わせた支援プログラムを開発します。

２ 福祉的就労の支援

（１）障がい者施設等からの優先調達推進

工賃水準向上のため、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。

（２）就労系サービスの充実と事業者の質の確保

一般企業での就労が困難な人々に対して、就労移行支援や就労継続支援を活用し、福祉的就労の機会を提供します。事業者の質の確保を図りつつ、個々のニーズに応じた支援を行います。

（３）地域活動支援センター等への支援

一般就労が困難な障がい者のための就労・訓練の場として、地域活動支援センターを支援します。福祉的就労の場の拡大・充実を図り、安定的な運営を目指して障害福祉サービス事業所への移行を支援します。

（４）学校と相談支援事業所の連携

特別支援学校等の卒業生が必要な就労支援を受けられるよう、学校と相談支援事業所の連携を強化し、スムーズな社会参加を促進します。

３ 就労相談・情報提供

（１）相談支援体制の充実

熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」や公共職業安定所と協力し、障がい者雇用の促進を図ります。関係機関との連携を深め、一人でも多くの方が就労を実現できるよう支援を充実させます。

（２）募集情報の提供と就労相談の実施

あさぎり町定住促進無料職業紹介所および公共職業安定所と連携し、人材募集情報の提供や就労相談を行います。これにより、一般就労への支援と職場での定着を推進し、障がい者の経済的自立を支援します。

４ 経済的支援

（１）医療費の助成

重度心身障がい者医療費助成事業や自立支援医療を周知し、必要な医療を適切に受けられるよう利用促進に努めます。

（２）移動の支援

○福祉タクシーの利用助成

通院や買い物等のタクシー利用時に、料金の一部を助成します。

○デマンド交通の利用助成

利用料金の負担を軽減し、障がい者の外出を支援します。

（３）各種手当の情報提供

受給資格者が不利益を受けないよう、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の情報を広報紙やホームページで提供します。

第6章 保健・医療の充実

関連する
SDGs



■■ 現状と課題 ■■

日本全体で成人の疾病における割合では、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病といった生活習慣病が依然として高い位置を占めています。これらの疾患により病気の進行や重症化が生活に影響を与えるケースが増え、今後はこれら疾患の重症化予防や合併症の予防に重点を置いた事業の推進が重要です。

また、生活習慣の見直し、早期発見・早期治療を通じて、全ての人が健康で質の高い生活を維持できるよう施策を進める必要があります。

障がいのある人に対する公費医療負担制度は、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」を一本化した「自立支援医療」による支給が行われています。これらの医療費制度を適切に利用するための支援が求められます。

平成26年5月には「難病医療法」の制定と「児童福祉法」の改正により、難病や小児慢性疾患の医療費助成対象が拡大されました。この新しい制度についての情報提供を徹底し、難病患者の不安を解消する必要があります。

あさぎり町では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる高齢者を中心とした「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、医療・介護・その他の関係者の連携強化に努めています。今後は、高齢者に加え障がい者にも対応するため関係機関とのさらなる連携が求められます。

【具体的な取り組み】

Ⅰ 障がいの原因となる疾病の予防

(1) 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進

○健診(検診)受診の働きかけと受診しやすい体制整備の実施

生活習慣病予防や疾病の進行・重症化による障がいを予防するため、特定健康診査や各種がん検診の実施を周知し、受診への働きかけを行います。それとともに、健診を受診しやすい体制整備を行っていきます。

○重症化予防の実施

健診(検診)結果に基づき保健指導や重症化予防の訪問を行い、病院受診や精密検査の受診が必要な方へは受診勧奨を行い、病気の重症化を予防します。

○こころの健康づくりと自殺予防対策

多様化するストレスに対応できるよう、こころの健康についての普及啓発や専門家による

相談の実施、必要に応じて医療との連携を行います。また、ゲートキーパー養成事業を推進し、気づき、つなげる人材を増やして自殺予防を行います。

（２）介護予防の推進

高齢者の生活機能低下を予防するため、介護保険制度を活用した介護予防事業を実施します。

２．医療サービスの推進

（１）地域医療の促進

○かかりつけ医の活用の促進

身近な医療機関で継続的に受診できるよう、かかりつけ医の活用を促進します。

○入院中の院内における支援

知的障がい等のある人が入院した際、障がいを理解している支援員を派遣し、医療施設内での意思疎通支援を検討します。

（２）自立支援医療と医療費の助成

○自立支援医療の実施

障がいの軽減と自立した生活を目指し、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の費用を給付します。

○医療費の助成

重度の障がいのある人の医療費を軽減するため、重度心身障がい者医療費助成事業を実施します。

○難病患者の医療費助成に関する情報提供

難病患者への医療費助成制度の変更に関して、関係機関と連携して情報提供に努めます。

第7章 情報の収集・相談支援

関連する
SDGs



■■ 現状と課題 ■■

障がいのある方が地域で自立して生活するためには、自身に合ったサービスを自ら選択し受けることができるよう、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。

アンケートでは、障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして「相談体制の充実」「サービス利用手続きの簡素化」がいずれも68.9%と最も多く挙げられました。複雑化する相談内容に対応し、地域生活への移行を促進するためには、相談支援の専門性向上や関係機関との連携がますます重要です。

さらに、新しい制度やサービス利用に関する情報についても、障がいのある方が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報通信のアクセシビリティ向上、情報提供の充実、そしてコミュニケーション支援の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

I 相談・情報提供の充実

(1) 相談窓口の充実

○重層的な相談支援体制の構築

多種多様な相談に対応するために、地域の様々な社会資源と連携し、重層的な相談体制を構築します。

○障がい者相談員の活用

相談員の確保に努め、地域相談体制を維持します。また、相談に対する対応を的確かつスムーズに行えるよう、相談員のスキルアップおよび連携の強化を図ります。

○町役場における窓口対応力の向上

各種研修会への積極的な参加を促進し、全庁的な窓口対応力の向上に努め、迅速な対応を図ります。

(2) ホームページ等の情報提供の充実

ホームページをリニューアルし、ウェブアクセシビリティ「適合レベルAA」へ対応することで、誰でも情報を探しやすい見やすいホームページづくりに継続して取り組みます。

2 情報アクセシビリティ

(1) 障がいに配慮した情報のバリアフリー

障がいのある方が必要な情報を公平に受け取れるよう、多様な形式での情報提供を強化します。色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD（ユニバーサルデザイン）書体を使用するなど、情報の提供に努めます。また、福祉関連の情報や新しい制度改正など、常に最新の情報を反映し、定期的に更新します。

(2) 意思疎通支援事業等の充実

○意思疎通支援者の派遣

聴覚や言語などの障がいにより意思の伝達が必要な方に対して、手話通訳者及び手話奉仕員や要約筆記奉仕員などを派遣します。

○意思疎通支援事業の充実

障がいの特性に応じた情報の習得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や補装具費支給事業、難聴児補聴器購入助成事業において、視覚や聴覚などの障がいに対応するコミュニケーション支援用具を給付します。また、聴覚に障がいのある方との交流を推進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の育成に取り組みます。

第8章 協働による計画の推進

1 計画の周知

障がいのある人もない人も共に生きていく社会の実現に向けて、障がい、障がい者および障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画については、ホームページやSNS、広報紙を通じて広く一般に周知し、障がい者およびその家族、地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら、計画を推進します。

2 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進

障がい者をはじめ市民の誰もが暮らしやすいまちを実現していくためには、必要な支援を受けたり、時には支援したり、地域において日常的に住民相互による支えあいの活動が行われることが求められます。地域福祉の理念を共有し、各種団体や住民が連携を強化することが重要です。

(1) 共に支えあう活動の推進

障がい者やその家族介助者の生活支援のニーズは多様であり、公的サービスだけでは対応が難しい場合があります。社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、既存のボランティア団体やNPO法人への支援を行うとともに、地域福祉活動への住民の参加意欲を高め、新たな活動の育成や活性化を支援します。

(2) 障がい者による活動の支援

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者やその家族が主体的に地域に働きかける活動を支援します。関係機関との密接な連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実を図り、障がい者団体の活動を支援します。

(3) 地域ネットワークの強化

地域にはさまざまな分野での自主的な活動が展開されています。これらの社会資源を十分に活用し、障がい者をはじめ、支援を必要とする地域住民にサービスが的確に届くようにします。また、全町的な視野で総合的な活動拠点を設置し、諸活動相互の連携強化を図りながら重層的な支援ネットワークを構築します。

3 計画推進体制の整備

障がい者施策の推進には、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、さまざまな分野の連携が重要です。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現に向け、関係部署・関係機関との連携を強化し、効果的・効率的な障がい者施策を推進します。

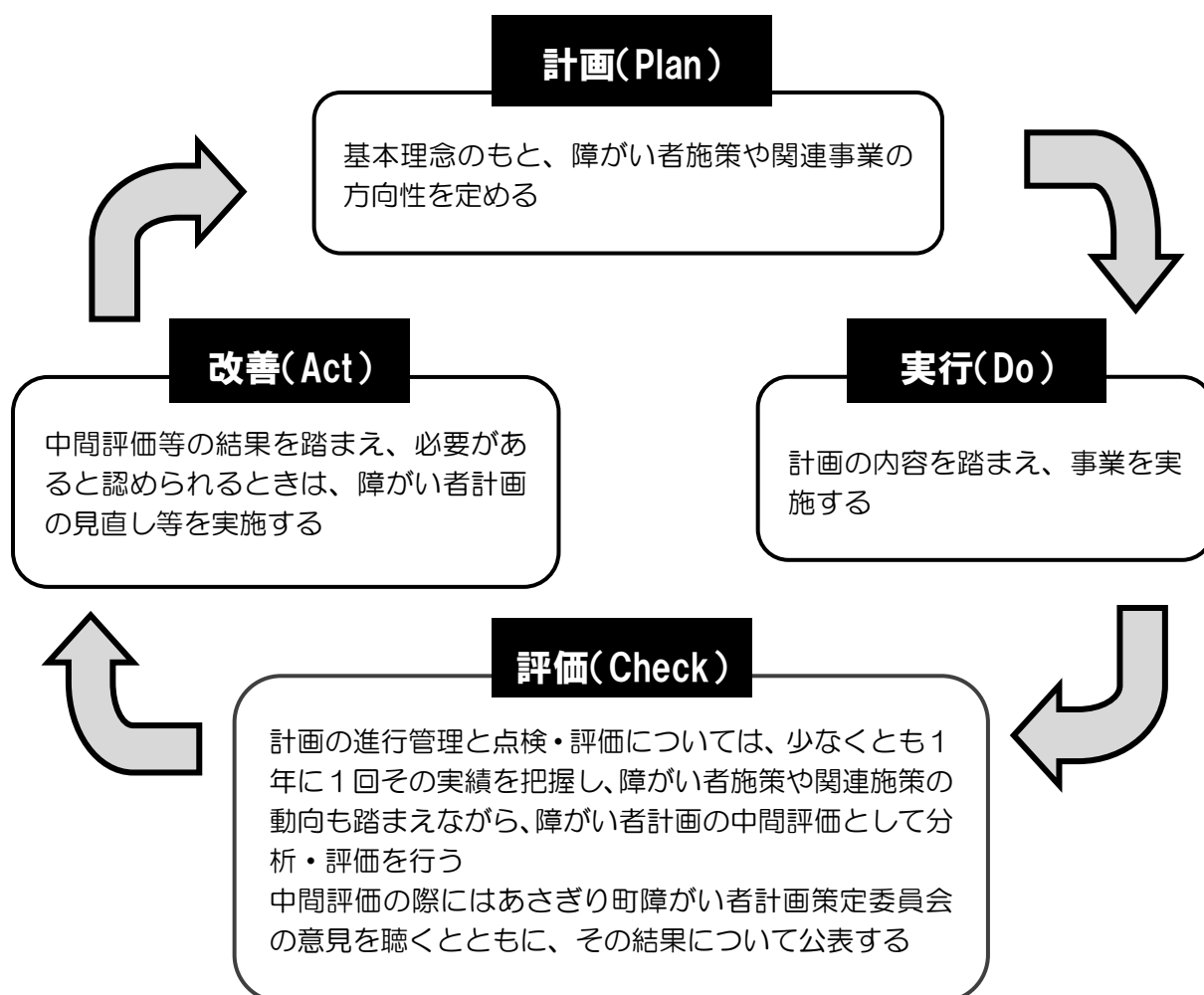
4 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

本計画の推進にあたり、関係機関・団体、学識経験者等から構成される「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会（障がい福祉計画策定委員会）」において、計画の進行管理と点検・評価を行います。計画の進行管理と点検・評価にあたっては、少なくとも年1回実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

5 数値目標の設定について

各数値目標の設定については「あさぎり町第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画」（令和5年度策定済）に基づきます。

【障がい者計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



資料編

I. 策定経過

●障がい者計画策定経過

年月日	内容
令和6年6月5日(水)	第1回あさぎり町障がい者計画策定委員会
令和6年8月7日(水)	第2回あさぎり町障がい者計画策定委員会
令和6年11月6日(水)	第3回あさぎり町障がい者計画策定委員会
令和6年11月20日(水)	第4回あさぎり町障がい者計画策定委員会
令和7年1月22日(水)～ 令和7年2月10日(月)	パブリックコメント

2. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会条例

平成15年4月1日

条例第90号

(設置)

第1条 本町は、住民の創意工夫を生かした福祉サービスと保健・医療サービスの一体的推進を図るため保健福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業計画の作成及び事業の推進に関すること。
- (2) その他事業計画の作成及び事業の推進に関して必要な事項。
- (3) 事業計画期間の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内と若干人の専門家で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 住民の代表者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、次の三つからなる。

- (1) 全体会 全委員で構成し、計画策定全般及び評価について協議する。
- (2) 代表者会 各部会の代表者数名と専門家で構成し、部会の取りまとめを行う。
- (3) 部会 必要に応じ全体会で構成委員を定め、各保健福祉計画の策定・評価について協議する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは証明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部)

第8条 専門的な調査及び検討を行うため専門部会を置き、関係機関のうち町長が委嘱する。

2 専門部会は、委員長の命を受け調査及び研究を行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た事柄について他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第48号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員名簿

個別計画策定委員による各計画審議の審議に加えて、各策定委員会の代表者による代表者会、全委員による審議を行う全体会において地域福祉計画の審議を行い、策定を行いました。

高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員（10名）			
東 敏寛	球磨郡医師会	宮原 亮治	社会福祉協議会
河野 雄一	介護福祉施設	豊永 憲二	区長会
田頭 祐一郎	居宅介護支援事業所	山下 久美子	民生児童委員会
権頭 弘賢	地域密着型サービス事業所	木村 一雄	被保険者 代表
山片 てい	介護予防事業所	深水 恵寛	被保険者 代表
健康21・食育推進計画策定委員（10名）			
桑原 武夫	区長会 代表	菱刈 吉雄	あさぎり町校長会 代表
梅田 美恵子	婦人会 代表	小山 江理	あさぎり町栄養教諭
久保田 球美子	食生活改善推進員協議会 代表	中村 麻有	町内保育園認定・こども園 代表
窪田 龍記	総合型スポーツクラブ 代表	本村 俊一	あさぎり町商工会 代表
井手永 愛	スポーツ推進員 代表	皆越 美保	J A 代表
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画策定委員（11名）			
川重 敏郎	身体障害者協議会 会長	工藤 稔弘	相談支援専門員
川野 岩己	精神障害者家族会	白坂 和彦	相談支援専門員
遠山 幸穂	身体障害者相談員	入江 かおり	社会福祉協議会
福田 加代	知的障害者相談員	山下 伸幸	さくらんぼの会 会長
桑原 利典	あさぎり町農政協議会	前坂 泰士	主任支援ワーカー
中村 朋美	相談支援専門員		
子ども・子育て支援事業計画策定委員（9名）			
深水 由貴子	母子保健推進員 代表	中神 洋一郎	保護者 代表
池崎 友紀	養護教諭 代表	中村 幸人	保護者 代表
宮崎 薫	養護教諭 代表	酒井 照美	主任児童委員 代表
上村 宏美	私立保育園 代表	福原 寿	社会福祉協議会
季平 倫子	認定こども園 代表		

（順不同、敬称略）

あさぎり町障がい者計画

発行年月 令和7年3月

発 行 熊本県 あさぎり町

編 集 あさぎり町 生活福祉課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地